

参議院法務委員会會議録第三十二号

昭和三十九年六月十一日(木曜日)

午後一時四十七分開会

委員の異動

六月十一日

辞任

補欠選任

二木 謙吾君 鈴木 万平君
久保 勘一君 坪山 徳弥君

出席者に左のとおり。

委員長 中山 福藏君
理事 後藤 義隆君
迫水 久常君
稲葉 誠一君
和泉 覚君

委員 植木 光教君
栗原 祐幸君
鈴木 一司君
鈴木 万平君
田中 啓一君
坪山 徳弥君
日高 広為君
丸茂 重貞君
亀田 得治君
小宮市太郎君
中村 順造君
米田 勲君
岩間 正男君

国務大臣

法務大臣 賀屋 興宣君
国務大臣 赤澤 正道君

政府委員

警察庁長官 江口 俊男君

警察庁刑事局長 日原 正雄君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
事務局側
常任委員 西村 高兄君
会専門員

本日の会議に付した案件
○暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。

本日、二木謙吾君、久保勘一君が辞任され、その補欠として鈴木万平君、坪山徳弥君が選任されました。

○委員長(中山福藏君) 本日は、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。稲葉君。

○稲葉誠一君 暴力行為の処罰法の改正案に対して、きょうは少し中身に入った質問をしたいと思ひます。

その前に、きょうは法務大臣に主としてお伺いをいたしますが、日本では非常に暴力団が多い。近年特にふえていくわけですが、どういふふうな理由でそういう暴力団が日本に多いのか、いろいろな角度から問題があると思ひますが、法務大臣のお考えになつておる理由といふのは何でしょうか。それをひとつお聞かせ願ひたい、こう思ふのです。

○国務大臣(賀屋興宣君) 的確に、こ

ういふ理由でふえておりますといふことをはっきり申し上げるほどの自信はないのでありますが、いろいろの想像、推測等が入る次第であります。大体戦後法軽視という風が一般に強くなつております。法律を尊重しなればならぬという考え方が薄くなつてゐる。それから、ときには、それを軽視することをむしろ誇り——と言つてはおかしいかもしれませんが、何かこうそのほうが勇ましいんだといううな感じもあるようにわれわれも感ずることがございます。それからやっぱり戦争のあとといふものは殺伐になりまして、それから映画などでやはりチャンバラものとか西部劇とか相当ふえております。こういうことはやっぱり気持ちの上非常に関係が多いんじゃないか。ことに若い者などは、相当にそこを痛快味、男らしさとかいろいろなものを感じる要素がある。殺傷とか、刀剣類を用いてああいうことをすることが、悪いというよりも、幾らかそのほうが精神上愉快、満足を感じるような風があるんじゃないか。一般に、法秩序と申しませんが、社会全体として一つのしつけとか道義とかいふものの評価が少なくなつております。そんなようなことがどうもこういうことが起る背景になつておる。それからそれにはやはり金が伴ひまして、麻薬で金をもうけるといううなこととか、脅迫か恐喝かちよつと私わかりか

ねると思ひますが、そういううなことで金を得る。金を得て享樂的に遊びたい。また、そういうプロレスに一つの興味を持ち、悪く思はない、こういううな気分もずいぶんふえてゐるんじゃないか。それからこれは私がどうも見当違いかもしれないが、やっぱり取り締まりの警察なんというものは戦前よりはおそろしくない、軽んずるといううな点もあるんじゃないか。

こういううな点もあるんじゃないか。こういううないろいろな現象が総合して起りますと、またそこでそういう場合に暴力団に——一人で悪いことをしているよりも、やっぱり仲間があるほうがいいし、また、相当な組織になつておれば、肩幅も広い、ほかの者と衝突しても負けない、それで入らたといふふうな要求も起り、また、そういう風潮ですから、暴力団を組織するほうもだんだんこしらへてゐるんじゃないか。こんなうな一応私は推測いたしております。

○稲葉誠一君 閣議で、暴力団の何か対策要綱をつくりましたね。そのときに、暴力団が一体なぜ日本にこう多いんだらうか、発生するんだらうか、こういうことについて一種の統一的な見解というのか、そういううなものはや

らなかつたわけですか。いま大臣の言われたのは、大臣個人の見解ですか、法務省としての見解なんでしょうか。

○国務大臣(賀屋興宣君) いまの三十二年二月でございましたかの対策要綱のときには、私は内閣におりませんでした、そのときにどういふことで話があつた

か別に知りません。その後、どうして暴力団がふえるのだからかといふうな問題は、私が就任しましてからは、特にそういう題目で総合的に話し合つたことはございせん、と承知しております。

○稲葉誠一君 そうすると、いまあなたの言われているような理由だとして、これは非常に私としては分析などが不足だと思ひますが、いずれにしても、その理由だとして、それならどうしたらいいんだ、どうしたらこういううなものをなくせるんだ、どういふうにあなたとしてはお考えなんでしょうか。

○国務大臣(賀屋興宣君) それは、普通に世間に言われますように、世間一般の社会秩序を維持する法的また道義的水準が上がり、それにもとづいては恥ずかしいんだといふうな気持ち一般にずつと高くなるといひますか、広くなるか、やはり根本だらうと思ひます。しかしながら、ことに年の少い者にそういう興味を与えるようないわけゆるマスコミと申しますが、マスコミの範囲外かもしれませんが、テレビ、映画、いわゆる不良文化財と申しますか、そういうものが自衛されて悪い影響を及ぼさないうな状況も必要だと思ひます。

それから、これも率直に申しまして、学校教育などの児童生徒の精神に及ぼす権威がだいたい落ちておるようでございます。これらもやはり高まつて、しかも学校の教育がそういう方面

に行き届くようにするということは大
事じゃないかと思ひます。

それから家庭もそうでございまし
て、戦後はどうでも子供は親の言うこ
とを聞かない。親の言うことの権威を
認めない。親もそういうような状態
で、みずから権威を失墜してやむを得
ぬというようになる。むやみに昔のよ
うに子供は自分のものだというふう
に親がいばるのも、どうもよくありま
せん。やはり、親として、年長者とし
て、社会経験の深い、しかも子供を愛
する者としての考え方、しかももつと
そういうものを若い者が尊敬し、親の
ほうでもそれだけのいい意味のブラ
イドを持っていくというふうな点も非
常に必要ではないかと思ひます。

そのほか、青少年問題で非常に言
われるのでございませうが、ただ心がけ
悪いのだとかわがままだとかという
ふうな——みんな精神状態はほかのい
ゆる健全な状態にある人と同じような
ものだという一種の考え方、相当にわ
れわれも古くから考えておる面がござ
いました。これはやはり心理学的と
申しますか、病理学的と申しますか、
精神状態が相当薄弱であるとか、変質
であるとか、こういう面が非常に関係
すると思ひます。異常と申しますか、
そういう面から、やはりもつと犯罪の
問題にいたしまして、病理学的とい
いますか、ちょっとしるうとで適切な
ことばはわかりませんが、もつと科学
的にそういう方面に対する知識がふ
え、それに基づき取り扱ひのしかた、
法務省で申しますと、すぐ精神鑑別所
でございませうか、少年鑑別所、そう
いふふなことが考えられるのでござ
います。こういう面も非常に進んでこ

なくちゃならんんじゃないか。むろ
ん、それには、先進国民であるおと
な、社会的な地位の高い人の行為とい
うものが非常に影響すると思ひます。

そういうふうな基盤的に一般に社会
各方面がよくなりましますと、犯罪
の犯される、非行があるという者につ
きましては、その施設の中に収容しま
して、少年院にしまして、また刑務
所にいたしまして、扱ひ方、つまり
これを改善していく。一方には、経済
上、生活問題もございませう。それ
職業教育であるとか、また、一方には
その生活をため直すというふうな面
が非常にいかになくちゃならぬ。また、
刑罰の量定も相当なところになく
ちゃならぬ。こういうふうな面がまた
重要である。

そのほか、御指摘がありました先ほ
どの閣議決定の各項目などは、いづれ
も必要な大事なことじゃないか、こ
ういふふうな考えでございませう。

○稲葉誠一君 世界じゅうでどうい
ふうな国が暴力団が多いんでし
ょうか。その点はどういうふうな大臣とし
てはお考えでしょうか。どことどこ
言ってもいいですけどもね。

○国務大臣(賀屋興宣君) 外国のこと
はよく存じませんが、聞きますところ
によると、日本のような形の暴力団と
いうのはそんなにない。むしろ形が非
常に違うんじゃないか。われわれは若
いときからシカゴのギャングとい
うのを聞いておりますが、これは生活常
識が違ひ、武器なども違ひ、規模も違
うかもしれませんが、どうも同じもの
でないというふうに聞いています。こ
れは一つ日本には沿革的に昔からの
博徒でありますとか、それから——博

徒が多いでしょうが、ほめて言えば清
水次郎長なんかみんな伝説的とはい
へないが言われておる。そのほかあ
いいうのがたくさんあります。そういう
のがやはり一つの脈を引いてきておる。
それで日本流の形態のものがほかの国
と相違して日本には多いんじゃないか
というふうな考え方もできるんじゃない
かと思ひます。

○稲葉誠一君 日本のいろいろな一
つの特徴的なことをお聞きしているとい
うのじゃなくて、ギャングだって暴力
団なんですよ。どうですか。ギャ
グは暴力団でないというふうなことな
るんですか、大臣は。

○国務大臣(賀屋興宣君) いや、別
でございませう。

○稲葉誠一君 ですから、世界の国で
どういふ国に一体ギャングにしろ暴
力団にしろ多いんですかね。そうい
う点は、当然法務省としても研究して
わかつておることじゃないですか。ど
この国におもに多いんですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 大体、暴力
団というものが、そうはつきりした観
念じゃないのでございませう。

○稲葉誠一君 まだはつきりしませ
ん。暴力団というのとはつきりした
○国務大臣(賀屋興宣君) 観念では
ないと思ひます。

○稲葉誠一君 はつきりした観念では
ないと。それはもちろん各国によつて
違ひと思ひますけれどもね。日本とか
アメリカを中心にくいうふうな暴力
団がギャングか知らぬけれども、そ
ういふのが多いんじゃないですか。そ
れははつきりしているんじゃないで
すか。

○国務大臣(賀屋興宣君) アメリカで
ギャングが多いということは聞いてお
ります。

○稲葉誠一君 だから、こういうふう
なもの、日本とかアメリカとかフィ
リピンとかいろいろあるでしょうけ
れども、そういうような国に多いん
じやないですか。いわゆる資本主義
国に非常に多いんじゃないですか。そ
ういふ点についてあなたのほうで研
究されたことはないわけですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) それは資本
主義国に多いというが、いまの私も
知つておる共産主義国の行き方では、
片っ端からつぶしてしまふから、な
かなかできないんじゃないかと思ひ
ます。

○稲葉誠一君 あなたの言われること
がよくわかりませんが、共産主義国は
何だというんですか。ギャングみた
いなものがある、みんなつぶしてしま
うんですか。そういう意味ですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 私が想像
いたしますのは、日本のような人権と
か、いろいろなことを十分考慮しないで、
これが悪い団体だと思へば、すぐ警察
力で解散なりつぶすことができるん
じやないか、だから発生する余地が
ないんじゃないかというふうな想像
をしております。

○稲葉誠一君 それは、あれですか、
中国にしろソ連にしろ、あるいはそ
他の国にしろ、そういうようなところ
では、そういうふうな暴力団やなん
かできる余地はあるんだ、あるん
じやないか、どういふあなたのお考
えですか。それはあなたのお考えで
あるのか、あるいは池田内閣全体がそ
うい

うふうな考えておるわけですか、み
んな。

○国務大臣(賀屋興宣君) 余地とい
うお話ですが、余地という意味はど
ういう意味ですか。余地があるか
ないかというお話ですが、それは何
の余地だか私にはよくわかりませ
う。

○稲葉誠一君 私の質問しており
ます。それは、いまの暴力団とか
ギャングだとかいうことは資本主義
国に多いんじゃないか、社会主義
国に多いんじゃないか、一体どう
いう点についてあなたのほうでどう
いうふうにお考えになっておるか
と、もう一べん話をとへ戻します
けれども、そこら辺から答えていた
だきたいですな。

○国務大臣(賀屋興宣君) 資本主義
国よりも社会主義国のほうが道義
的観念が発達してギャングのよう
な悪いことを考える余地がない
んだと思ひます。端的にきびしい
取り締まりができるから起これ
ぬだろうと想像してお
ります。

○稲葉誠一君 そうすると、あなた
は、日本にこういう暴力団なり暴
力的な風潮が非常に強くなった
のは戦後だ、特に戦後多い、こ
ういふふうな言
われるわけですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 戦前より
強くなったというので、戦前は強
くない、別にそう申し上げたわけ
ではない。

○稲葉誠一君 戦後のほうが戦前より
も強いんだと、多くなっているんだ
ということは法務大臣は認めるわけ
ですね。そういうふうな意味にお聞き
して

いいわけですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) そうでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、それはまああなたの言われたいろいろな理由があげられましたが、日本の経済の成長というものが、高度経済成長というふうな形でいろいろ経済成長してきた。消費面はいろいろ拡大をしていく。享楽面もふえてくる。こういうふうな、経済成長が行き過ぎたというか、いびつになってきたとか、そういうふうなことも原因となつてこういうような暴力的な犯罪なり何なりがふえてきたんだ、こういうふうなことがもつた原因だと、こう承つてよろしいでしょうか。

○国務大臣(賀屋興宣君) そういうお考えには賛成できない、むしろ反対です。

○稲葉誠一君 反対だと言われると、結局どういふことなんでしょうか。暴力的犯罪がふえてきたことは経済の成長とかなんとかいふことには実際は関係ないんだ、一般の国民が法律を軽視するようになってきたからだ、こういうことですか、基本は。

○国務大臣(賀屋興宣君) 経済の成長に關係があるというお考えに、私はそうではないと思います。

○稲葉誠一君 だから、結論的に言えば、戦後はあなたの言われるところの法律軽視とかなんとかいふことが中心なんだ、そういう風潮がふえてきたことが中心なんだ、こういうふうな承つてよろしいんですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 前に申し上げたとおりに御解釈願います。

○稲葉誠一君 あなたの言われたのは、いろいろなことを言われましたけれども、最初に一番大きな要素として言われたと思われるのは、戦後法律輕視の風潮が非常に強くなったんだ、むしろこういうことをやること自身を誇りに思うようになってきたんだ、こういうふうなことを言われたわけですがね。そうすると、あなたとしては、いまあなたの全体のお話を聞いておると、やれ家庭のしつけがどうであるとか、教育の権威がどうであるとか、こういうふうなことになるかと、あなた自身の考えの中からは、暴力団ということに限つて言えば、戦前のような状態のほうでそういう面が起る余地が少ないんだ、こういうふうに見えていいんだと、こういうふうな聞こえるんですがね。

○国務大臣(賀屋興宣君) 違います。一口に言つて、戦前の状態のすべてが正しいと言つてゐるのではない。申し上げたような点について戦後はよくない点がある、こういうのでございます。

○稲葉誠一君 あなたのいろいろお考えを聞いていますと、大体のことはわかるんですが、私どもの考え方と非常に世代的な隔たりがあるというふうな意味でもわかるんですが、そこで、それじゃこの問題は押し問答しておつても始まらないから、問題を交えてもこのごろ暴力団がいわゆる政治結社という形をとつてゐるというところ、この点については大臣ほどの程度御存じないでしようか。失礼な言い方かもしれませんが、どの程度みな政治結社をとつてゐるのか、この点はどうでしょうか。

○国務大臣(賀屋興宣君) どのくらい政治結社として届け出ておるか、今後どういふふうになるのか、私はその数字はよく存じません。

○稲葉誠一君 数字を聞いてゐるわけではなくて、暴力団が政治結社という形をとつてゐるものがあるということに御存じですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) あるらしいというところ——その暴力団ということばは、暴力団暴力団と言いますが、先走るようですが、なかなか法律の上で暴力団の規定がやりたいと思つても、非常にできないのです。それぐらいですから、何が暴力団かという、私は前にも申したのでありますが、雲のようになことでありまして、だから、暴力団がこうとはつきり言えませんが、暴力団と思われような世間の常識と申しますか感じて、そういうものが政治結社として届け出てゐるものがたくさんある、こういうことを聞いておるのでございます。

○稲葉誠一君 政治結社として届け出があるというのを聞いておられる。どういふような形の政治結社というふうなものをとつておられるのか、あなたとしては別にそれについては関心を持たないわけですか。これは暴力団だと断定しなくても、暴力団らしきものがなせ政治結社のような形をまずとつてきたのだから、こういう点について考えられることはないわけですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 考えております。

○稲葉誠一君 じゃ、なぜ暴力団——暴力団らしきものが政治結社というふうな形をとるようになってきたのか、あなたが考えておられるというならば、どういふふうな考えておられるのでしょうか。それをお聞かせ願ひたいと思います。

○国務大臣(賀屋興宣君) 戦後は政治的意識というものが非常に一般的に進みまして、暴力団というふうな人も政治上のことをやりいろいろ考へる。その考え方がいいか悪いかは批判は別といたしまして、考へるようになってきた。それで、一つの団体の力で行政というふうな考へを出して政治結社にしたい、こういうことはあると思ひます。

○委員(長 中山福藏君) 速記をやめて。それから、これから先はちょっと私は速記をお許し願ひたいのですけれど……。

○委員(長 中山福藏君) 速記をやめて。〔速記中止〕

○委員(長 中山福藏君) 速記を起して。○稲葉誠一君 あなたとしては、いま言つた暴力団なり暴力団らしきものが政治結社として非常に進出してきておる、その政治結社としての暴力団のいろいろな綱領があるということについて関心を持たれたことがありますが、別に関心は持たないわけですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 御質問の趣旨はわかりませんが、それは非常に注意しなればならぬことだ、こういうことは感じております。いま具体的にどういふ行動をしたからどういふふうな考へるかという、ちよつと思ひつきます。

○稲葉誠一君 行動ではなくて、綱領です。政治結社の綱領があるんです。自分は何々をするとか、いろいろあるでしょう、二つか三つ。もちろん自

民党にもあるし、社会党にもあるわけですが。こういうふうなもの綱領というものが一体どういふものであるかというところについて、関心を持たれたことがございまして、主義主張と言つてもいいかも知れませんね。

○国務大臣(賀屋興宣君) 実は、これも少し言ひ方があれですが、会社の定款を見ましても、ああいうものの綱領を見ましても、いろいろよきやうなことが書いてあります。それじゃ、それをみなやつてゐるかというと、どこでもそうじゃないので、その中の一つか二つをやつてゐるような場合が多いので、正直に申しまして、一々その綱領とかなんとか、あまり気にかけておりません。ただ、ほんとに政治活動するの、これが暴力団といわれるのだから、その政治活動が純粹の思想や言論や文書以外に逸脱して不当な影響を与へることがありはしないか、そういう意味で関心を持っております。

○稲葉誠一君 あなた自身は、そういう政治結社はいらゐるあるそうですが、その政治結社の綱領というものを讀まれたことはあるわけですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 若干ございます。

○稲葉誠一君 これは、ことしの四月四日の読売新聞に出てゐることなんです、ある政治結社、これはK会と書いてありますが、この綱領があるんです。「世界の平和、国家の繁栄に寄与し、民主主義国家の国民としての義務を責任ある行動をもつて遂行する。」これが一です。二が、「自由民主主義を擁護しこれを阻止するものがあれば呵責なく粉砕し、徹底的に戦うもので

ある。」「こういうふうにいるいろいろ書いてあるんですが、だから、いまいわけの暴力団が政治結社というふうなものにとつて、それは、何と申しますか、政治的には右翼の主張をしているものが多く、これは、これは、これは事実として認めざるを得ないのじゃないですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) どういうものがどうか、はっきりわかりませんが、数からいって右翼のほうが多いのじゃないかと思ひます。

○稲葉誠一君 そういふふうな暴力団は、政治結社として、たとえば日韓会談に反対する者に対抗するとか、安保闘争をやる者に対して反対をするとか、こういうふうな形での動きを現実に見まですてきたのじゃないですか。そういうことについて大臣としてはお聞きになったことはないんですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) いや、別に報告を受けておりません。

○稲葉誠一君 報告を受けてない。そうですね。たとえば刑事局から、あるいは公安調査庁あたりから、暴力団が右翼という形をとって政治結社の形をとつていろいろ行動を起こしているということについて、報告を受けたことはございませんか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 具体的にどういふ行動をしてどうだという報告を受けたことはないです。大体そういう傾向があるという報告は受けております。

○稲葉誠一君 大体そういう傾向があるとして報告を受けている。そうすると、政治結社という形をとつた暴力団なり暴力団らしきものが現実にはどういふ行動をとつていふのだというふう

うにあなたは報告を受けていないわけですか。もう少し具体的に、その報告をどこからどういふふうを受けているのか、ひとつお話しを願ひたいんです。

○国務大臣(賀屋興宣君) どうも御質問の趣旨がよくわかりません。安保反対、別にとがむべきことではない。ただ、それをやるのに、どういふ行動で、違法なことをやるかどうかという問題です。いま、違法なことをやつたということを私は報告を受けていない。

○稲葉誠一君 違法なことをやつたという報告を受けていないですか。そうすると、違法なことをやつたという報告は受けていないけれども、そういう暴力団らしきものなり何なりが右翼関係という形で政治的に動いているのが大半であるのだというこの報告は受けている、これは承つてよろしいんですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 違います。大半であるということは、そういう報告は受けておりません。

○稲葉誠一君 この二月に公安調査庁から出た取扱注意の「右翼関係団体名簿」というものがあるわけですか。

この中にも、第一が旧右翼系列の団体、第二は仁俠系列の団体として、その仁俠系列団体の中にいわゆる暴力団と称するもの、そういうものが右翼のようない政治結社の形をとつていふことが列挙してあるわけですが、そういうふうなことで、それから、しかも、きのうですか、公安調査局長会議で、なんやかやと、大臣はそういうふうな意味についていふか、それに近いことを訓示をしているのじゃないですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 私の訓示は、右翼団が、暴力団といふんですか、右翼的な団体が、政治に不満を持ったり、左翼の団体が破壊活動をする計画がある、そういうことに刺激されて直接違法の行動をする心配がある、こういうことを申ししたわけでありまして、

○稲葉誠一君 それは、あれですか、暴力団なり何なりが直接行動を政治的に起こす心配がある、こういう意味ですか。ちょっと前のほうがはつきりしなかつたんですが。

○国務大臣(賀屋興宣君) 左翼団体が破壊活動をする計画を持って、相当にこれが進展をするといふことを右翼のほうの人が心配している。それからまた、現実の日本の政治にいろいろ不満を持つていふ。そういうことから、違法な直接行動に出るといふおそれがある、こういう報告を受けております。

それについて十分に公安調査庁として注意するように、こういうことを申ししたのであります。

○稲葉誠一君 そうすると、いまの左翼がそういう行動に出るとか、そういうふうなことに関連して、政治的な不満を持つて直接行動に出るといふことがおそれがあるといふのは、右翼団体か、そういうおそれがあるといふんですか。その中に暴力団関係もある、含まれていふ、こういうふうなことになるんですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) どうも御質問の趣旨がわかりませんが、左翼がそういうことをやるというに憤慨してと申しますか、憂慮しまして、その結果いふゆる右翼団体というふうなもの、直接行動に出る憂いがある。どんな直接行動かわかりませんが、想像すれば、あるいは特定の人の家に放火しますとか、殺傷傷害事件を起こすとか、そういう憂いがある。こういう考え方でありまして、

○稲葉誠一君 その右翼団体という中には、暴力団で政治結社の色彩を持つていふものとか届け出があるものとか、こういうふうなものも含まれていふのか、あるいは含まれないのか、あるいはそこまではわからないのか、か、そこはどうかですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 含まれていふのだと思ひます。全部の暴力団がそれに含まれてはおりませんが、暴力団と思はれる団体がその中に相当あるのじゃないか、こういうふうにご感じております。

○稲葉誠一君 それに対する対策は、どういふふうによつておられるわけですか。

○国務大臣(賀屋興宣君) 事前になるべく危険な行為があれば察知いたします。また、破防法によりまして規制をすべきところには規制をし、察知できな行動に対してはそれぞれ手当てをしていく、こういうことでございます。

○稲葉誠一君 いままで、労働争議などの場合に、暴力団が関係をしたというところ――暴力団が入つてきてすぐ暴行をやつたとかなんとかいふ意味ではなくて、暴力団がそれに関与したという例ですね、これについてはどの程度大臣はお聞きでしょうか。

○国務大臣(賀屋興宣君) そのお話の関与したという意味がよくわかりませんが、関与したという話があるという話は聞いております。それで、なお申し上げますが、それについて私が就任しましてから、別に報告は受けており

ません。

○稲葉誠一君 そうすると、これはそれじゃ刑事局長のほうで詳しいかもわかりませんが、労働争議のときに暴力団がそれに関与するの、何も入つてきて組合員なり何なりに暴行とか何とかをしたという意味ではなくて、それに会社側から頼まれたか頼まれなにかは別として、とにかくその中に入つてきておるといふか、関与したというか、そういうことについて、どの程度あるといふふうにあなたのほうでは報告を受けているわけですか。あるいは、報告を受けてなくても、キャッチしているわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 私のほうでは、事件が発生をいたしませんと、その事件に、そのケースに、どれだけそういうものが関与しておつたかということとはわからないのでございしますが、一般的に、ある争議のあつたそれにとの程度の暴力団が介入しておつたとか、あるいは関与しておつたといふうな情報は、検察庁のルートからは得られないわけではございますが、ただ、過去の事件で、たとえば三井三池争議におきましては、私どものほうで調査したところによりますと、これはあとで調べた結果わかつたのでございまして、いふゆる暴力団に所属しておる者というものが七十名事件を受理しております、それぞれ公判請求等の処分を受けておるのでございします。

○稲葉誠一君 それは、近來の労働争議その他のときで暴力団が関与してそれで処罰を受けたというの、三池争議だけですか、ほかはないんですか。

○政府委員(竹内壽平君) ほかにないとは申し上げておりませんが、たと

と

えびと言つていま三井三池争議のお話をしたわけですが、ほかにもそういうことで処分をした例はかなりたくさんあると思います。

○稲葉誠一君 かなりたくさんあるとすれば、ずつと、どの事件でどういう形で暴力団がそれに関与し、犯罪を犯したのか、その程度の調べは当然ついているわけだと、こう思うんですよ。その一覽表みたいなものをひとつ説明を願いたいわけです。

○政府委員(竹内壽平君) 御説明を申し上げます。

いま手元にあります資料は、三十五年、三十六年、三十七年の三カ年でございまして、まず三十七年の新しいほうから申し上げてみたいと思います。なお、この申し上げる数字は、法務省刑事局に全国検察庁から報告のありました事件から拾った数字でございまして、御承知のように、全国で発生いたしましたすべての事件が報告されてはおらないのでございまして、まあ特に重大な事件は報告を受けておりますし、検察庁がそう思わなくても、報告しておいたほうがいいと考えたものは報告してきますと、こういう報告規程になっておりますので、そういう前提のもとに集められたものでございまして、全部をカバーはしておりませんが、相当なものは入っております、かように考えていいと思います。

まず、右翼関係でございしますが、昭和三十七年におきましては、これは労働争議だけと、こう限定をいたしますと、個別に拾つていかないとわからないのでございしますが、十二件の犯罪が報告されておまして、犯罪被疑者として受理しましたのが三十一名でござ

います。それから三十六年におきましては、七件報告されておまして、受理人員が二十九名となっておりますわけです。昭和三十五年におきましては、三件報告がございまして、三人の受理をいたしております。

○稲葉誠一君 労働争議などの場合に暴力団が入つてきて事件を起こしたわけですね。そうすると、それはどういふふうな過程で入つてきているのか。たとえば、会社側から頼まれて入つてきているとか、自分のほうで好きこのんで入つてきているとか、いろいろあると思ひますが、また、その給料とか日当とかはどういうふうな形で払われているのか、そういうことについて、あなたのほうでは調べたことはないんですか。

○政府委員(竹内壽平君) 報告のありました件につきましては調べておりますが、ケースごとによつてその入り方もそれからいろいろ様相があるわけでもございまして、調べたものはござい

○亀田得治君 ちょっと委員長、関連。
○委員長(中山福藏君) 亀田君。
○亀田得治君 三十五年は三件で三人と言われましたが、三池は三十五年のほうですね、これだけでも七十何名あるとおっしゃったわけですが、その統計というのは何かいかにげんなもの

と違ひますか、それが一つ。
それと、もう一つは、三十八年です、ね、こういうことは、暴力問題を非常に注視しておられるのであれば、ちゃんと握つておつてもらわないといかんわけですが、それは全然数字的なものは集計されておらぬのでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) 統計の数字のほうがいかにげんじやなくて、私がちょっと申し上げるのが悪かつたのでございまして、三件、三人と申しましたのは、右翼のほうの関係で、暗殺、テロでございまして、これに類する事件を犯したケースが三件、三人でございまして、安保闘争関係におきましては十一件、八十二名、その他のものといたしまして、対左翼の関係の問題として分類されておりますのが十二件、三十六人、それから資金関係として報告されておりますのが一件、一人、その他のケースが七件、十六人でございまして。

それから昭和三十八年につきましては、いま握りつつあるわけなんです、これはたいいてい六月を基準にいたしまして一年分をとりまとめましたものでございまして、三十八年につきましては、もう近くできる予定でございすけれども、まだ集計に至っておりません。

○亀田得治君 はなはだ法務省の態度が暴力問題に対して消極的だと思ふんです。そんなあなた、このテンポの早い時期に六カ月ごとでなければならぬというふうなあり方ですね、それはおかしいと思ふんです。重要な暴力団の事件などは、毎月でも法務省がちゃんとキャッチしておき、必要な場合には法務大臣もそれを聞いてそうしてちゃんと指示も与えるというくらい

の積極性がなきゃ、ともかく半年ごと以下から上がってくる数字だけ見ておられる、そういうのじゃ、これははなはだ心もとないわけですがね。法務大臣、そういう体制でいいんですか。
○国務大臣(賀屋興宣君) お話と少し違ふと思ふんです。おそろく刑事局長

の申し上げたのは、何件とかという集計が上がってくるのは、いま、前年度は六月と申し上げたんで、事件事件の問題につきましては報告が参るのでございまして。現に、松山の事件のときも、さつそく現地の検察庁はむろん動きま

○政府委員(竹内壽平君) 大臣の仰せのとおりでございまして、ここに資料として日報として毎日特殊な事件は私のほうであらためて書きまして上申を差し上げておるわけでございます。まして、事件そのものはできるだけ早い機会に掌握するようにつとめております。

○稲葉誠一君 いまの報告ですね、労働争議その他の場合に、暴力団が会社側についたというか何というか、その場合に、組合員やなんかに対して被害を加えたというふうなことで事件になってきた。これは、報告事件ではないというんですか、報告をしてもしなくてもいい事件だということですか。これは、私も報告事件の内容ということ

は大体知つておりますけれども、必ず報告しなくてはならぬ事件もあるし、そうでなくて、してもしなくてもいい事件もあるでしょう。どっちなんですか。
○政府委員(竹内壽平君) 報告規程によりまして、特異重大な事件は報告すべきことになっております。

○稲葉誠一君 特異重大な事件というのは抽象的な話で、逆に労働争議などの場合に組合員が暴力行為の処罰法なんかで逮捕されたりなんかすれば、それは必ず報告してくるわけですね。公安部があるんだから、報告してくるんだけれども、まあそのくらいにしますか、それはそれでいいでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) そういうしほりがかかつておられますが、先ほど申し上げましたように、ほとんど大部分の事件は報告されてきておると思ひます。

○稲葉誠一君 しほりがかかつておるとかいふふうなことばのあやではなくて、念を押しますと、労働争議その他の場合に組合員のほうがかかりに暴力行為の処罰法なんかで逮捕されたりなんかすれば、これは必ず報告しなければならぬでしょう。そのために各地検の中に公安部があるわけでしょう。必ずそのほうは報告するんでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) いまお尋ねの部分も特異重大なというよりはしほりがかかつておるのでございまして、そのほかに、先ほど説明をいたしたように、特異重大と客観的に見ない場合は報告しておいたほうがいいと判断されたものは報告をされる、こういうこととでございまして、大部分の事件は労働公安事件は報告があるのでござい

ますが、中には抜けておるものもないとは言えない。そういう意味で、正確を期して正しいお答えを申し上げた次第でございまして。
○稲葉誠一君 だから、労働公安事件というのは、組合がその事件を起こしたというところで逮捕や勾留された場合

は、労働公安事件としてこれは必ず報告されるんだと、ところが、逆に暴力団が組合員に対してやつたような場合は、必ずしもそういうふうな労働公安事件という形にならないで報告されない場合もあるんだと、こういうふうな実際はなっているんじゃないでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) それはそうではございませんで、同じ事件に關与した者は、それが第一組合員であるうと第二組合員であらうと暴力団であらうと、それに関与した者は、一つの労働事件でございますので、先ほど申しましたように、件数は少ないのでございますが人数は多くなっている、こういうことで、それはひとしくオール・オア・ナッシングで、報告があるときは一括して報告されますし、ないときは両方ともない、こういうことでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、そういう報告があれば、その暴力団がどういふような形でその労働争議に入ってきたのか、関与するに至ったのかということとは、これはあなたのほうでわかるわけじゃないですか。会社側から頼まれた場合もあるし、好きこのんでやつた場合もあるんじゃないでしょうか。いろいろありますわね。それはどういふふうにかつておるわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) それは先ほど申しましたようにわかつておりますが、個々の事件ごとによって入り方も違つておりますので、事件ごとにつづつ見ていきませんと、こういうふうに入りました、こういうふうに入りまじつたというお答えがしにくいと、先ほどそういうふうなお答えをしたつもり

でございますが……。

○稲葉誠一君 それは個々の事件にそれぞれ特徴があるのはあたりまえの話ですけれども、大体会社側から頼まれて入つてきたのか、自分で好きこのんで入つてきたのか、大きく分ければこの二つじゃないですか。大体のことがその傾向なり何なりが当然わかつていないかならないんじゃないですか。また、そういうふうなことは全く法務省として関係がないのだ、関心がないのだ、こういうふうなことでですか、それは。

○政府委員(竹内壽平君) さつきから私のほうはわかつておるとお答え申し上げておるわけでありまして、出してください。わかつておるならば、じゃどういふふうになつておるのか。会社側から頼まれて暴力団が入つてきて事件を起こしている場合が多いのか、あるいはそうじゃない場合が多いのか、そこら辺を明らかにしてください。わかつておる事柄というのがここにはわからない。あなたのほうにわかつたつて、こつちにはわからないんだから、わかるようにちゃんとしてください。大事なところなんだから、この法案の審議に。

○政府委員(竹内壽平君) 一つ一つの事件についてお答えをしないと十分ではございせんが、ここで大ざつぱに申し上げますと、いま御指摘のように会社側のほうから頼まれて入つてきた場合が私は多いと思うのです。それから、中には、押し売りみたいな形で、好きこのんでという先ほどお話がございしましたが、そういう形の入り方も、私はそういう事件も記憶してあり

ますが、大部分は、民間会社の争議の場合でございまして、会社側の要請、依頼によつて介入してきた例が多い、これが事件として見ました場合に、そのほうが多い、こういうふうに入つて上げて差しつかえないかと思ひます。

○稲葉誠一君 それは大体常識的なことだと思ひます。わかつておるわかつておると言つて少しも答えないから、こつちにはわからぬから聞いたわけですが、そうすると、いまつと三十五年、三十六年、三十七年、あるいは三十八年も出てくると思ひますが、これは事件ごとでどういふ形で暴力団がどういふふうな経過をたどつて事件に關与してきたのかということとは、これはいますぐよくなくていいから、ぼくは明らかにしてもらいたいと思ひます。一番大きな重要な問題だと、こう思ひます。そういういまわかつておる範囲で二、三言つていただいてもけっこうです。わからなければ、あとでまとめて何か詳しい資料にして出していただきたい。その点はどうですか。

○政府委員(竹内壽平君) 私のほうで関心を持てないのか調べようとしていないんじゃないかという御質問がございまして、わかつておるといふことを申し上げたのであります。これは、先ほど来申し上げるうちに、私も情報はとつたのじゃないかと、事件の調べの結果に基づいて調べの結果として承知しておるのでございまして、具体的にどの事件でどの組がどういふふうな形で入つてきたかといふことを個別的に申し上げることはいかかという感じも実はいたしておるので、ただ少し研究をさせていただき

まして、できるだけ御要望に沿うよう

に処理をしたいと思つておるわけでございます。

○稲葉誠一君 それは研究して御要望に沿うようにしたいというのですけれども、そういう点は暴力団というものの生態なり暴力団というものをなくするといふことから考へて重要なことではないんだということですか。

○政府委員(竹内壽平君) そうではございせん。捜査上知り得たものにつましましては、私も一つの制約を受けているのでございまして、そういう意味で申し上げておるので、公にすることが必要だといふ意味ではない。必要は感じておりますが、また秘密にすることも法律上義務づけられたことでございまして、阿々そこら辺のちやうどいいところで妥当なところを窺ひたいししてできるだけ御要望に沿うように処理したいといふのが私の気持ちでございます。

○稲葉誠一君 その問題は、これは私も問題をととに残します。これは私もあとでよく相談しますから。

そこで、それじゃ、いま言つたように、労働争議に暴力団が入つてきて事件を起こした場合はわかるけれども、いふんですけれども、暴力団が入つてきておるといふ例が各地にあるわけですね。これはあとで亀田さんが現地調査をした結果、きょうでなくて十六日に質問されますが、その他あります。そういうふうな争議や何かの場合に暴力団が入つてきたといふことは、これはあなたのほうじゃわからない。どこでわかるんですか。また、どこがわかるようなところもないし、わかる必要もないから、別にそれに対する

キャッチもしない、こういうんです

か。警察のほうでそういうことをやつておるんですか。

○政府委員(竹内壽平君) 労働争議に暴力団が入つてきた場合に、これが犯罪にもならず事件になつていない場合でございまして、われわれのほうではわからない。これは警察が承知いたしておられるかどうか、そのところも私もにはわかりません。しかし、いやしくも事件になりましたものにつつましましては、先ほど申しました制約はありますけれども、大部分のものは報告されておると思ひますので、その報告を受けました限りにおいては私どものほうはわかつておるつもりでございます。

○稲葉誠一君 あとで警察庁長官が来てからその点は聞きますが、これは警察が絶えず出ておるんですから、よくわかつておると思ひますが、これはあとで警察庁長官が来てからにいたしまししょう。

法務省にお伺ひするのですが、いま暴力団を退治しなければならぬといふようなことになつてきて、そうするとどういふ法律——いろいろな法律がたくさんありますね。刑法もあるし、その他の法律があるでしょうが、どういふ法律でこれを取り締まるのですか。

いますし、それからまた刑法の中でも兇器準備集合罪のような規定はそういう方面に役立つ規定だと思ひますが、私は、個々の刑法犯で処理されるということにいいよ罪質がきまつてまいりました場合に、今度はそれをどう処分をしていくかということ、刑法の規定、あるいは暴力行為等処罰ニ関スル法律の規定、その他現行刑法罰則等で暴力団に適用をみた法律の種類は非常に多いと思ひます。最も多く適用をみておられますのは、やはり刑法犯だと考へておられますが、なお、予防的な意味での取り締まりの対象になつておるものは、きのうも数字をあげました銃砲刀剣類所持取締法だと思ひます。

○稲葉誠一君 直接暴力団を取り締まるのを目的としたという意味は、いろいろの特別な法律があるわけですね。その法律でも十分取り締まるうと思へば暴力団を取り締まるのが相当あるのじゃないですか。それはどんな法律があるでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) 頭のめぐりが悪くて急にぱつとお答えできないのが残念でございますが、刑法の規定だけでなく、私は暴力団の外延的な行為の取り締まりも結局は暴力団の取り締まりに貢献するのだという考へ方を持っておりますので、たとえば売春防止法のような法律も、売春暴力と言われ

なると思ひますが、少し考えさせていただきます。法律の名前をあげるといふことになりまして、御猶予いたしたいと思ひるのでございます。

○稲葉誠一君 私の言うのは、一見暴力団とはまるで関係ないような法律でも、これを活用すれば十分暴力団を取り締まるものがあるんじゃないのですかと、こう言うんですよ。ところが、そういうようなものもさつぱりやつていないのじゃないかということを言いたいんですが、それはあとの話で、こつちからこの法律があると言つたのでは、これは答えにならぬしするから、それはあなたのほうでもう少し考へさせてもらいたいということ、あなたがぱつと出ないということ自身は、暴力団の取り締まりに對してふだんから考へ方が足りないんだというふうにとるわけではないですけれども、とられてもいたし方がない、こういうふうなことがあるのじゃないかとぼくは思ふ。単行法の中にたくさんあるのじゃないですか、活用すれば、やれるのが。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのとおりでございます。私もいまのような観点から頭にこう考へてみておるのでございますが、先般、京都の暴力団の取り締まりに際しまして、所得税法違反を適用いたしまして資金源の面から取り締まった実例もございまして、ひとり売春防止法や麻薬取締法のようなものでなく、縁のなさそうな法律の活用によりまして暴力団を取り締まる

よく考へてみまして、十分既存の法律を活用して運用してまいりたいと思つております。

○稲葉誠一君 私のほうも無理を言うつもりはないので、たとえば暴力団があつちこつち興行をやるわけでしょう。興行をやる場合に、著作権法に違反してほとんどやっている場合が多いのじゃないですか。そうでしょう。これで見実に岡山、広島で事件になつてゐるんじゃないですか。だから、一見暴力団と関係のないような法律でも、やろうと思へばやれるわけですよ。そのことを私は聞いておるんですけれども、それを先に言つちやつたんではあれになりますから、隠しておいたわけですよ。いづれにしても、著作権法違反でもやれるわけですよ。そうでしょう。なぜこういうふうな著作権法違反で各地にたくさんあるのをいままでやってゐないんですかね。どの程度やってゐますか、いままで。

○政府委員(竹内壽平君) 気がつきませんでした。ただいま御指摘の著作権法とか入場税法とか、先ほど所得税法のお話を申し上げましたが、そういうふうな、あるいは関税法といったような、税法系統のものも相当私は適用の余地があるのじゃないかと思ひます。ただ、私もとして、従来なぜそういうものを活用しなかつたかという点でございまして、これは特別法の持つております一つの宿命でござい

ければならぬ問題でございまして、特別法の範囲は非常に広いものでございまして、これを一つの檢察方針あるいは取り締まり方針として打ち立ててまいります場合には、いろいろ考へすべき事項が多々あつたと思ひるのでございます。そういうことからかく現場のほうでは敬遠されがちであつたと思ひますが、ただいま幾つかの例をお示しいただきましたように、こういう面につきましても活眼を開きまして運用の妙を發揮していくということ、法の運用に当たる者の平素考へておくべきことと考へますので、私もとしまして、現場の考へ方に対しては、できるだけ全体的な立場から資料をあげ、応援をしてまいりたいと、かように考へております。

○稲葉誠一君 それは、法務省にしろ、あるいは警察庁にしろ、日本著作権協会と話し合えば、非常に興行の面で著作権を侵害してやつてゐることがすぐわかるのじゃないですか。そういうふうな話し合いをしたことがあるんですか、法務省なり警察庁は。どうですか。

○政府委員(竹内壽平君) 法務省といひましては、著作権の問題に關して暴力団対策の一環として担当者とお話し合いをしたことはございせん。

○稲葉誠一君 警察はどうですか。

○政府委員(日原正雄君) 暴力団の不法行為の検挙活動と並行して、暴力団の首領や幹部等の不法所得にかかる脱税事件などにつきまして、先ほどお話がありましたように、広島、あるいは山口、岡山等である程度捜査いたしたものでございまして、著作権協会とは、ことし

の二月ごろに打ち合わせしたことはございまして、ただ、何分にもこの方面の特別法の活用につきましては、まだまだ不十分であるとは考へております。

○稲葉誠一君 それなどは一つ例ですよ。例で、資金源として一番重要なものですか、しかも、わりあい捜査としてはやりやすい捜査ですよ。著作権協会と相談をしてやつたかどうかというのと、そういう現実に興行があつたかどうかということ、どの程度の収入があつたかということ、これはわかることですから、これはやろうと思へば幾らでもやれるんですよ、やらないところに私は問題があると、こう思ふんです。それを要なように勤

ぐれば、さつき言つたように、暴力団が政治結社という形になつてくる。しかも、その政治結社の綱領というものは、「自由民主主義を擁護し」というようなことになつてきて、これを阻止するものがあればこれをやつつけるんだということになつてくるわけですよ。こうなつてくれば、あまり暴力団に手をつけないようになつてきて、それははれものにさわるようにしておいたほうがいい、そのほうが保守政党にとつては有利じゃないかと。しかもそれが労働争議のときなんか会社側に加担してやつてくるわけですから、そういうふうな、笑止といへば笑止ですが、そういうふうにとられるようになってくるんですよ。これはさつぱり熱意を示してやらないからだと思ひわけですけれどもね。

そこで、話はちよつと違つてきて恐縮になりますけれども、いま言つた暴力団が政治的に進出しているというこ

との中で、あなたのほうからいただいた「暴力団について」という資料があるんですが、これは法務省ですね。第四のところの最後のところに「暴力団の幹部クラスの人々の中には地方議会の議員等の地位を占めている例もあるが、中堅、とくに下部クラスには、素行不良者が少なくないものである。なお、地方議会の議員等の地位を占めている暴力団の幹部でもその現職中に殺人、傷害等の罪を犯し、処罰を受けた事例もあることには注意を要する。」と、こういうこともあるんですが、これは現実にはこういうことがあったんですか。

○政府委員(竹内壽平君) ございました。ごさいましたので書きましてたわけでございます。

○稲葉誠一君 それはあるから書いたにきまつてはいるわけですが、資料として出したんです。そうすると、名前はいいいです。名前をあげるとはいいませんから、具体的にどういふふうな例があったのか、これをひとつ示していただきます。資料でいいですよ。名前は要りませんよ。ABCでも何でもいいます。

○政府委員(竹内壽平君) 前、今度の改正案に関連してあなたのほうで言っているのは、暴力関係の犯罪の刑が低いというふうなことを盛んに言うわけですね。盛んには言わないですか。刑が低いから、これを下限を上げなければならぬというところが一つの今度の改正案の趣旨ですか。そう承つてよろしいですか、一つの趣旨ですよ。

○政府委員(竹内壽平君) 言い方にもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、この前私が出た六月三日の毎日新聞に出ていた件ですね。二日に事件を起こしたのだけれども、その前に、二月の事件で暴力団のある会の一員がこれは傷害を犯したわけですね。傷害を犯して、何か十日間入つていて罰金二万円で釈放された、こう書いてあるんですが、これは具体的にどういふことなんですか、これだけではわかりませんがね。

○政府委員(竹内壽平君) この事件は、昨日御指摘がございまして、調べ上げましたときにはすでに散会になっておりましたので、御報告ができませんでした。この事件は、ことしの二月北砂町で起こった事件でございまして、ある暴力団と思われる団体の配下の二十才の者がクリーニング店へ参りましてズボンのアイロンかけを頼んで、断わられて憤慨して手拳で入った店員に對しまして同様な乱暴をいたしました。それぞれ一週間の傷害を与えた、こういう事件でございまして、これに對しまして、逮捕、勾留をして取り調べたのでございまして、二月十四日に送致を受けて、二月二十日に在庁略式で罰金二万円を求刑したようでございます。この事件につきましては、仰せのように私もちょっと扱い方が軽いんじゃないかという念を強くいたしておるのでございまして、この点について、当局に、取り調べに当たりました東京地検の意見を聞いてみますと、前歴として刑事罰はないというふうな点、それからいま申し上げるに年令二十才であるという点、

まあ少なくとも検事の前におきましては非常な改悔の情を示しておったというふうな点等を考慮してこのような処置をしたということでございます。さらに突つ込んでよく事情を聞いてみますと、この事件を取り扱いました者は新任検事でありまして、新しく任命されたばかりの若い検事でございまして、十分事情がわからずにやつたやうな形跡もあるようでございます。この事件の処理は私も少し遺憾であつたという感じを持っておるわけでございます。

○稲葉誠一君 検察庁全体が、裁判所のほうが刑が軽い軽いといつて盛んに文句を言つて、ことばは悪いんですがけれども、いろいろ言つていて、検察庁自身がそれを守つてない体制では、裁判所その他に對して何を要求しておるのかさっぱりわからなくなるのじゃないですか。しかも、この人がある指定の暴力団ですか、組員だということがわかつていたんです。暴力団の組員に對してはささいなことであっても重く処罰するんだということを検察庁なんか言つていて、そうしてそうじゃないものをやつていて、それで重くしる重くしろと言つたつて、無理じゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) たいだいま主任検事はよそに転出しておりまして、本人から聞くわけにいかんかったのでございますが、記録によつて調べてみますと、わかつておつたと思うのでございまして、でございますので、私も先ほど申しましたように、この処理は適當でなかつたというふうに申し上げておるわけでございます。ただ、検察庁全体としてこういう態度でいいわけ

ではございせんので、前にも申し上げたかと思うのでございまして、暴力対策として求刑を引き上げていくという申し合わせまでして、できるだけ全国一斉に刑を引き上げていくという基本方針をきめておるのでございまして。

○稲葉誠一君 いままでの暴力行為の取締法の具体的な適用ですね、これはどういふふうな場合多くて、全体の中での程度暴力団に適用になつておるんですか。

○政府委員(竹内壽平君) 昭和三十七年につぎまして調べたものによりますと、暴力団の構成員と目される者の犯した暴力犯罪の数は、これを比率で申しますと、兇器準備集合罪ということにつぎましては、人数は五百三十五人でございまして、その占めておる割合は七六・三%でございまして、それから暴力行為等処罰ニ関スル法律違反は、三千五百八十七人でございまして、その占めておる割合は四一・四%でございまして、それから刑法犯の恐喝でございまして、これは八千八百八人でございまして、三四・八%を占めております。殺人につぎましては、七百八十九人で、三一・五%を占めております。それから脅迫につぎましては、九百十五人で、二八・五%。傷害につぎましては、一万五千七百五十三人で、一九・九%。暴行につぎましては、五千三百二十三人で、一三・八%を占めております。

○稲葉誠一君 私の聞いているのは、ちょっとはつきりしなかつたかも知れませんが、暴力行為処罰法で処罰を受けたでしよう、その処罰の中で、暴力団関係者はどの程度いるのかと言つ

ています。暴力団関係者と、そうでない者を分けて、それを示してもらいたい、こう言つておるんです。

○政府委員(竹内壽平君) 暴力団に限らず、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反というものは、これを歴年別に総数を申し上げて、正確に申し上げなければならぬんですが、まず昭和三十七年について申し上げますと、全体が九千七百九十六人でございまして、そのうち暴力団の占めております割合が三千五百八十七人でございまして、

○稲葉誠一君 そうすると、暴力団関係者の占めておる以外ですね、以外の人はどういふ人が多いんですか。

○政府委員(竹内壽平君) 大部分は暴力団の構成員とは目されない一般人でございまして、労働運動、公安事件と目されて、そういうのでこの適用を見ましたのは大体三百人前後でございまして、でございますから、四一%が暴力団で、あとの五八%強が一般人でございまして、その五八%の中で三百人程度のものが公安、労働関係、こういうふうな私ども見ております。

○稲葉誠一君 そこで、どうもいまの数字は三百人というのとはちよつと納得がいかない数字ですけれども、これは、あれですか、逮捕された者という意味ですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは、逮捕ではなくて、検察庁が受理した件数でございまして、在宅事件も入っております。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、この前私が出た六月三日の毎日新聞に出ていた件ですね。二日に事件を起こしたのだけれども、その前に、二月の事件で暴力団のある会の一員がこれは傷害を犯したわけですね。傷害を犯して、何か十日間入つていて罰金二万円で釈放された、こう書いてあるんですが、これは具体的にどういふことなんですか、これだけではわかりませんがね。

○政府委員(竹内壽平君) この事件は、昨日御指摘がございまして、調べ上げましたときにはすでに散会になっておりましたので、御報告ができませんでした。この事件は、ことしの二月北砂町で起こった事件でございまして、ある暴力団と思われる団体の配下の二十才の者がクリーニング店へ参りましてズボンのアイロンかけを頼んで、断わられて憤慨して手拳で入った店員に對しまして同様な乱暴をいたしました。それぞれ一週間の傷害を与えた、こういう事件でございまして、これに對しまして、逮捕、勾留をして取り調べたのでございまして、二月十四日に送致を受けて、二月二十日に在庁略式で罰金二万円を求刑したようでございます。この事件につきましては、仰せのように私もちょっと扱い方が軽いんじゃないかという念を強くいたしておるのでございまして、この点について、当局に、取り調べに当たりました東京地検の意見を聞いてみますと、前歴として刑事罰はないというふうな点、それからいま申し上げるに年令二十才であるという点、

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、この前私が出た六月三日の毎日新聞に出ていた件ですね。二日に事件を起こしたのだけれども、その前に、二月の事件で暴力団のある会の一員がこれは傷害を犯したわけですね。傷害を犯して、何か十日間入つていて罰金二万円で釈放された、こう書いてあるんですが、これは具体的にどういふことなんですか、これだけではわかりませんがね。

○政府委員(竹内壽平君) この事件は、昨日御指摘がございまして、調べ上げましたときにはすでに散会になっておりましたので、御報告ができませんでした。この事件は、ことしの二月北砂町で起こった事件でございまして、ある暴力団と思われる団体の配下の二十才の者がクリーニング店へ参りましてズボンのアイロンかけを頼んで、断わられて憤慨して手拳で入った店員に對しまして同様な乱暴をいたしました。それぞれ一週間の傷害を与えた、こういう事件でございまして、これに對しまして、逮捕、勾留をして取り調べたのでございまして、二月十四日に送致を受けて、二月二十日に在庁略式で罰金二万円を求刑したようでございます。この事件につきましては、仰せのように私もちょっと扱い方が軽いんじゃないかという念を強くいたしておるのでございまして、この点について、当局に、取り調べに当たりました東京地検の意見を聞いてみますと、前歴として刑事罰はないというふうな点、それからいま申し上げるに年令二十才であるという点、

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、この前私が出た六月三日の毎日新聞に出ていた件ですね。二日に事件を起こしたのだけれども、その前に、二月の事件で暴力団のある会の一員がこれは傷害を犯したわけですね。傷害を犯して、何か十日間入つていて罰金二万円で釈放された、こう書いてあるんですが、これは具体的にどういふことなんですか、これだけではわかりませんがね。

○政府委員(竹内壽平君) この事件は、昨日御指摘がございまして、調べ上げましたときにはすでに散会になっておりましたので、御報告ができませんでした。この事件は、ことしの二月北砂町で起こった事件でございまして、ある暴力団と思われる団体の配下の二十才の者がクリーニング店へ参りましてズボンのアイロンかけを頼んで、断わられて憤慨して手拳で入った店員に對しまして同様な乱暴をいたしました。それぞれ一週間の傷害を与えた、こういう事件でございまして、これに對しまして、逮捕、勾留をして取り調べたのでございまして、二月十四日に送致を受けて、二月二十日に在庁略式で罰金二万円を求刑したようでございます。この事件につきましては、仰せのように私もちょっと扱い方が軽いんじゃないかという念を強くいたしておるのでございまして、この点について、当局に、取り調べに当たりました東京地検の意見を聞いてみますと、前歴として刑事罰はないというふうな点、それからいま申し上げるに年令二十才であるという点、

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、この前私が出た六月三日の毎日新聞に出ていた件ですね。二日に事件を起こしたのだけれども、その前に、二月の事件で暴力団のある会の一員がこれは傷害を犯したわけですね。傷害を犯して、何か十日間入つていて罰金二万円で釈放された、こう書いてあるんですが、これは具体的にどういふことなんですか、これだけではわかりませんがね。

○政府委員(竹内壽平君) この事件は、昨日御指摘がございまして、調べ上げましたときにはすでに散会になっておりましたので、御報告ができませんでした。この事件は、ことしの二月北砂町で起こった事件でございまして、ある暴力団と思われる団体の配下の二十才の者がクリーニング店へ参りましてズボンのアイロンかけを頼んで、断わられて憤慨して手拳で入った店員に對しまして同様な乱暴をいたしました。それぞれ一週間の傷害を与えた、こういう事件でございまして、これに對しまして、逮捕、勾留をして取り調べたのでございまして、二月十四日に送致を受けて、二月二十日に在庁略式で罰金二万円を求刑したようでございます。この事件につきましては、仰せのように私もちょっと扱い方が軽いんじゃないかという念を強くいたしておるのでございまして、この点について、当局に、取り調べに当たりました東京地検の意見を聞いてみますと、前歴として刑事罰はないというふうな点、それからいま申し上げるに年令二十才であるという点、

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

○政府委員(竹内壽平君) 言いかたにもよりますが、大体いまおっしゃるような趣旨が一つの重要な改正案提出の理由でございます。

○稲葉誠一君 労働争議に関連して発生する暴力行為の事件ですよ。いいですか。それで逮捕されたのは何人ぐらいいるわけですか。そこで逮捕されたから勾留された者はどのぐらいです

か。逮捕された者全部が勾留されたわけじゃないと思うんですけれども、勾留された者の中で起訴されたのはどのぐらいいるというのをはわかるわけじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 在宅と逮捕との比率、及び逮捕者中勾留にまで持った者の比率は、ちょっと個々の事件に当たってみませんとわからないのでありますが、お手元に差し上げました統計表で「公安等関係事件及び労働争議行為に關連して発生した暴力事犯の受理及び起訴人員」というのがございます。それによりますと、昭和三十七年について申し上げますと、先ほど申しましたように暴力行為処罰ニ關スル法律違反の全受理人員は九千七百九十六でございますが、そのうちで公安、労働関係の事件は、正確に申しますと、二百七十二でございます。大体三百件くらいと先ほど申し上げましたが、この統計表で正確に申し上げますと、二百七十二でございます。これは全部人数でございます。この統計をごらんになっておいてくださいましうか。この二百七十二の上のほうにカッコに入れて二百六と書いてございまして、この二百六という数字は労働争議行為に關連して発生したものでございまして、これを全受理人員との比率で申しますと二・七でござい

ます。この起訴は、二百七十二のうちで七十人が起訴されております。その全起訴者は三千七百二十一人でございます。そのうちの七十人が公安、労働関係でございますし、労働争議に關連したものは五十八人でございます。ただし、ここに書いてありますのは、左翼といひますか、労働組合の方

だけじゃなくて、先ほどのたくさん紹介してまいります暴力団の争議に關連したのもこの数字の中に入っておりますのでございまして、厳格に申しますと、そこから差し引いて計算をしないと暴力団構成員による暴力行為処罰法の件数を出せないのでございますが、それがはつきりわかりませんので、労働、公安関係の事件として一括してここに掲げてあるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、二百七十二人を逮捕したのだけれども、起訴したのは七十人だと、こういうふうな承つてよろしいわけですか。三十七年度ではただしその中では暴力団関係の分も入っているかも知れないと、こういうわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) この二百七十二人の数字は、全部逮捕者であるかどうかというところにつきましては、在宅送致のほうもかなりあると思ひますので、全部が逮捕とは言えないと思ひますけれども、まあまあそれに近い数字ではないかというふうな考へていいかと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると二百七十二人逮捕したとか勾留したとかして起訴が七十人というわけだと、一般の勾留事件と比べて起訴率は低いんじゃないですか。起訴率が低いというところは、逆に逮捕しなくてもいい者まで相当大きく網を張つてという形で逮捕しておるといふことになるんじゃないですか。そう見てもいいんじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) この数字だけをこらんにありますと、そういうお考へ方も出るかと思ひますが、中身を詳しく審査してみますと、そうではございまして、送致事件も非常にしほ

られたものが送致されてくるのでござい

ますが、さて調べてみますと、公安、労働事件の特殊な性格からくるのでございまして、できるだけ指導的な立場の者、あるいはその罪、情状において重い者にできるだけ起訴の際にはさらにしほりかけまして処理をする

と、こういうことになっておるのでございまして、その結果として一般の犯罪よりも起訴率が低くなつておるのでございまして。仰せのように網を張つておいてそれから精選をするというやり方では実際の運用としてはそうなつておらない、その逆でございまして。

○稲葉誠一君 たとえば「争議行為に關連して発生した「刑法犯」受理、処分調」というのがありますね。一枚の紙があるでしょう。この三十八年を見ても、前年未済と受理を合わせると千九百八十八件、起訴は百件、不起訴は七百三十六件ということ、この数字だけを見ても、いかに多くの人間が被疑者として扱われて処理されておるかというところがわかるのじゃないですか。いまあなたの言われたように、たくさんやつてきておも立つた者を処罰したのじゃないか、むしろ逆に非常にたくさん人間を初めから被疑者として扱つて処分をして、そのうちの一部分を起訴したということなんです。だから、当初から被疑者扱いをしなくてもいい者、勾留扱いをしなくてもいい者が、こういうふうなゆるぎある争議行為に關連した事件の中には、多数の者が逮捕された、勾留されたということになるのじゃないですか。そういう見方のほうが正しいのじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) おことはを返すようでございますが、私どもの中

身を檢討しております結果によりますと、そうではないのでございまして。これはいろいろ原因はございまして。これは、主たる理由は、先ほど申し上げましたように、さらに訴追をして刑事責任を問う者の範囲をできるだけ限定していくという基本的な考え方に基づいての処置でございまして、さらにいろいろな捜査上の困難等もございまして、これはまあ捜査技術の問題にもなるかと思ひますが、そういう点は第二義的な理由でございまして、第一義的には、あくまで刑事責任を追及すべき者を最小限度にとどめて筋は通していき、これが檢察の基本方針でござい

ます。ただいまお読み上げになりましたのは、私どものほうから差し出してございまして昭和三十七年までの統計でございまして……

○稲葉誠一君 「三十九年五月八日、法務省刑事局公安課」ですよ。

○政府委員(竹内壽平君) それは作成の年月日でございまして……

○稲葉誠一君 「三十八年」と書いてありますよ。

○政府委員(竹内壽平君) そうです

か。稲葉誠一君 そうですか、書いてある。三十八年と書いてあるけれども、三十七年度分だという意味ですか。

○政府委員(竹内壽平君) そうじゃございませぬ。私の見ておるのは、ごらんになつておると違ひました。――

ございまして。これは二十四年から三十八年までの……それは仰せのとおりであります。

○稲葉誠一君 だから、結果として言

えることは、あれじゃないですか、逮

捕、勾留が非常に多いということですね。これは捜査の技術かもしれぬけれども、結果としては、事件に対して関係のない者まで逮捕、勾留をたくさんされていくという結果になってきてい

るんじゃないですか。結果としてはです。それは捜査技術の上でそういうふうにしなくちゃならぬとか、こういう理屈は別として、実際の姿を見れば、一般の事件なら、勾留すればたいいてい起訴ですよ。そうでしょう、普通の事件ならね。こういういわゆる暴力関係の事件というものは、たくさん逮捕しておきながら起訴が少ないという事実の裏は、よけいなものまで逮捕して

いるんだということになるんじゃないですか。そう解釈できるじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) おことはを返すようでございますが、実態はそうではないというふうに私は確信をいたしております。

○稲葉誠一君 実態を確信したといつても、それはあなたの確信であつて、それじゃ具体的な事例をとつてあげてくださいます。たとえば三池の争議でもいいです。三池の争議で一体何人逮捕して、何人勾留して、何人起訴したんですか。その結果、何人無罪が出たんですか。

○政府委員(竹内壽平君) これはちよつと統計が古くて恐縮なんでござい

ますが「犯罪白書」の三十六年の記述をちよつと申し上げますと、百十七ページのところ書いてございまして「公安犯罪はどうであらうか」ということで逮捕請求の問題を論じているわけですが「逮捕請求の請求に対し裁

捕、勾留が非常に多いということですね。これは捜査の技術かもしれぬけれども、結果としては、事件に対して関係のない者まで逮捕、勾留をたくさんされていくという結果になってきてい

るんじゃないですか。結果としてはです。それは捜査技術の上でそういうふうにしなくちゃならぬとか、こういう理屈は別として、実際の姿を見れば、一般の事件なら、勾留すればたいいてい起訴ですよ。そうでしょう、普通の事件ならね。こういういわゆる暴力関係の事件というものは、たくさん逮捕しておきながら起訴が少ないという事実の裏は、よけいなものまで逮捕して

いるんだということになるんじゃないですか。そう解釈できるじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) おことはを返すようでございますが、実態はそうではないというふうに私は確信をいたしております。

○稲葉誠一君 実態を確信したといつても、それはあなたの確信であつて、それじゃ具体的な事例をとつてあげてくださいます。たとえば三池の争議でもいいです。三池の争議で一体何人逮捕して、何人勾留して、何人起訴したんですか。その結果、何人無罪が出たんですか。

○政府委員(竹内壽平君) これはちよつと統計が古くて恐縮なんでござい

ますが「犯罪白書」の三十六年の記述をちよつと申し上げますと、百十七ページのところ書いてございまして「公安犯罪はどうであらうか」ということで逮捕請求の問題を論じているわけですが「逮捕請求の請求に対し裁

捕、勾留が非常に多いということですね。これは捜査の技術かもしれぬけれども、結果としては、事件に対して関係のない者まで逮捕、勾留をたくさんされていくという結果になってきてい

るんじゃないですか。結果としてはです。それは捜査技術の上でそういうふうにしなくちゃならぬとか、こういう理屈は別として、実際の姿を見れば、一般の事件なら、勾留すればたいいてい起訴ですよ。そうでしょう、普通の事件ならね。こういういわゆる暴力関係の事件というものは、たくさん逮捕しておきながら起訴が少ないという事実の裏は、よけいなものまで逮捕して

いるんだということになるんじゃないですか。そう解釈できるじゃないですか。

判官がこれを不許可とした数は、明らかにすることはできないけれども、全事件の許可の比率がいちじるしく低いから、公安犯罪についても、ほぼ同様の傾向にあるとみてよいであろう。そこまではいい問題ではございませんが、次に、公安犯罪について逮捕された者の数をみると、法務省刑事局の調査によると、昭和三十四年に検察庁で受理した公安犯罪の総数は、二、二二三人であり、このうち逮捕された者は、その二五・二%にあたる五五三人である。さきに掲げた全事件の逮捕率二八・一%は、検察庁で処理した総数のうち逮捕された者がどれだけあるかの比率をみたものであるから、公安犯罪についても、本来ならば、その処理に総数のうちの逮捕率をみなければならぬわけであるが、差し当たってこれを明らかにすることができないので、検察庁で受理した総数のうちで逮捕された者がどれだけあるかを示したものである。これによっても、ほぼその傾向をうかがうことができるであらう。さらに、全事件の逮捕率は、前記のように二八・一%であり、また、検察統計年報によつて刑法犯の処理人員のうち逮捕された者の比率をみると、三一・六%であるから、公安犯罪の逮捕率は、全事件のそれより低く、また、刑法犯のそれよりさらに低いものといえるであらう。これが「犯罪白書」に出てくる記述でございまして、受理人員のすべてが逮捕だということにはならないのでございますが、さらにまた、たくさん逮捕しておいてという結果論的にこの数字をごらんになりますと、そういう見方、そういう御疑念が生ずるのはごもっともでござ

いますけれども、事件を見ますと、犯罪にならないと思われものを逮捕したものとはほとんどございませんで、犯罪になるけれども、起訴猶予といひますか、起訴しなかつたというものが、私どもの見た、結果から見ましてそういうふうに見られるわけでございます。ただ、情状その他につきましては、いろいろな考え方があるかと思ひますし、多数の者が容疑者になっておる場合が多いのでございまして、その間に甲乙をつけたいものがございまして、結局、きわめてできるだけ顕著な情状の者だけを起訴にとどめる、こういう起訴方針といひますか、起訴の処分の傾向になつておるのでございまして、仰せのように、網をかけてあとで少数の者を起訴するという検挙の方針でもなければ、捜査方針でもないわけでございますし、そうでないことは、いま申しましたような処理の結果から見ましてもうかがわれると思ひております。

○稲葉誠一君 ですから、いまあなたの言われたのは、古いものを引用して言われたんですが、統計が古いから新しいか別として、逮捕率が少ないということは、逆に被疑者にならないような形の者まで被疑者扱いをされておるということですよ。いわゆる在宅事件かどうかしらぬけれども、それだけ全体としてふえておるということではないですか。現実には、たとえば労働争議のような事件の中で、逮捕された者がそれだけ一体何人起訴されておりますか。勾留されている者はどの程度の割合で起訴されているか。ほかのいわゆる窃盗とか強盗とか、恐喝とか、そういうような事件と、勾留の率というのか、そのものの起訴率とは違つておる。普通刑法犯のほうが勾留と起訴率は高いでしよう。ところが、労働争議に関する事件は起訴率は低いのではないですか、ほかと比べて。それはそれだけよいものも逮捕しているというところになるのではないですか。形の上でいうか、結果が知らんけれども、そうとられるんじゃないですか。それが捜査技術の上から必要だというなら、それは一つの議論としては承りますけれども、現実の姿としてはそういうふうになつておるのではないですか。そうじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 事件によりましては、いろいろな形で起訴率、不起訴率と申しますか、そういうものは違つてくるわけでございます。いま一般論として申しますと、一般刑法犯の起訴率は、たゞいまでは五割に近いものが起訴率になつております。しかし、公安事件については、非常に低い。また、これを特殊な一般刑法犯といふことではなくて、たとえば特殊な類型の犯罪を、殺人とか傷害とかいふような個別にとつていきますと、この起訴率というものはまちまちでございまして、一がいにあるものは起訴率が高い、あるものは低いというふうには言えないのでございまして。交通事件のようなものは、非常に起訴率が高くなつておりますが、これは事件の性質によつておるものでございまして、これはそれが実情でございまして、それをどういふふうに評価いたしますかにつきましては、私は先ほど申したような評価をいたしておりますが、稲葉先生は違つた評価をなさる、これはいたし方ないことで、数字はまさにそのとおりの数字になつておるのでござい

ます。○稲葉誠一君 事実問題として、たとえば三池なら三池の争議を例にとつてそのことを示してください。それから三池争議だけではなくて、ほかのものもあれば、例をとつて示していただきたいんです。そうすると、事実が大体わかると思ひます。○政府委員(竹内壽平君) 三井、三池の事件について、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反の罪名で受理をいたしましたものが六百六十四名でございまして、そのうちで求公判が二百七名、求略式が八十二名、起訴猶予が四百十七名、嫌疑なしが百三十四名、その他が四名、こういう数字になつております。次に、傷害について申し上げますと、受理人員が四百四十八名、求公判が百三十二名、求略式が三十三名、起訴猶予が百三十八名、嫌疑なしが百三十九名、その他が六名でございまして、あといろいろな罪名がたゞさんでござい

力行為で。このこと自身は一体何を物語っているかということですよ。これはいかにたいしたことでもないようなものが、一般ならば放置されているようなものがみな立件されて受理されてきているということですよ。みんな被疑者扱いされてきているということじゃないですか。六百六十四名の受理のうちで実際のものは求公判が二十七名だけじゃないですか。あとはみんなほとんどは逮捕もしなかつたつて済むし、事件として被疑者扱いしなかつたつて済むし、そういうものがみんなこの扱いの中に入つておるんじゃないですか。暴力行為の処罰法としていかに警察なり何なりがラフな形でこの暴力行為取締法を労働争議の中には適用しているかということがこの数字だけでもわかるんじゃないですか。そう考えませんか。ぼくはそう考えますよ。

○政府委員(竹内壽平君) 私どもはこの犯罪を見ておるわけでございますが、たしか第一組合と第二組合の間の闘争がかなり暴力行為処罰法の適用を受けていると思うのでございますが、後に、第一組合と第二組合が争議といたしましては和解状態になつてまいりました。刑事事件だけがあとに残つて、処罰——これはやむを得ないことではございますが、検察官としましては、そういうふうな和解ムードが出てきた場合に、なお本人たちが処罰を強く希望しておるならば格別、そういう空気もなくなつてくるという状況を十分察して、処分の面で反映をしていかなければならぬ、これが私はほんとうの法の運用だと思つておりますが、労働争議事件で多数の起訴猶予を出しますのは、処理がおくれているせいもござい

ますけれども、実際に起訴、不起訴をきめる段階になつてまいりますと、争議が片づいてしまつて、苫小牧の王子製紙の事件におきましても、闘争のさなかでは非常に犬猿のごとく争つた当事者でございまして、さて争議が解決をしてしまえば、一陽来福で、非常におだやかな空気になつてくる。その段階で、刑事処分だけが強く出ることとは法の運用としましてはいかがかということから、起訴猶予という形で処分される者が相当あるのをごさいます。て、稲葉先生のような場合も私はないとは申しませんが、ここで起訴猶予の多いのは、多くはそういうような形で処理されますために起訴猶予が多くなつておるのだと、私はそういうふう

に考えております。○稲葉誠一君 そういうふうな場合もこれはないことはありません。お互いが告訴合戦をやつたりしますからね。この三池の場合の起訴猶予は、そういう形でほとんど両方が告訴し合つた事件だと思つておるのか。そういうものも入つておると思つておるのか。それからこの一つの事件をとつても、一般の事件に比べて公判の結果無罪になるのが多いんじゃないですか。これはあなたのほうで自由人権協会に回答してありますね。あの中に出てくるけれども、あれは三十五年と三十六年ですか、無罪が多いというふうなことが出ておる。著しく多いんじゃないと言つておられますけれども、暴力行為等処罰法、ことに労働争議に関連する事件の起訴の中では無罪がほかの事件と比べると多いというところは、過去に——今は言えるかどうか、あなたのほうでは言えないと言ふかもしれない

けれども、少なくとも三十四、五年ごろには言えたんだ。いまでもその傾向はあるんじゃないですか。○政府委員(竹内壽平君) 仰せのように、労働事件、公安事件におきましては、無罪率が、少なくとも第一審の判決を見ますと、無罪率が非常に高いのをごさいます。それにつきましては、犯罪の証拠が十分でないという認定を受けるものもございしますが、それに入らないで法律上の正当性の限界とかいうような問題等で無罪になる者も相当率があるわけでございます。そういう意味で、そういうものをひくくめまして無罪率というものは相当高いのをごさいます。事実認定につきましては無罪になつた者につきましては、これは事実の見方の相違でございまして、ことに証拠の取捨の問題と関連をします。批判の限りではございせんが、法律上の見解の相違から無罪になりましては、法律解釈を固めていくというふうな意味におきまして検事控訴をしてさらに上級審の判断を仰いだという例も少なくないのをごさいます。そういうものが上級審において前の無罪判決が破棄されて有罪に変わったという例も、これまた少なからずあるのをごさいます。一般的に申しますと、仰せのように無罪率が高い、こういうふうに申すほかないと思つておる。

○稲葉誠一君 だから、その無罪率が高いというのは、ほかの一般の事件と比べてどの程度に無罪率がこの労働争議に関連する暴力行為等処罰法に関する事件なんかは高いのか、これは明らかにしてもいいと思つておる。それは無罪率が高いということ自身は、

非常にラフな検挙が行なわれ、しかもそれで捜査も不十分であつたということとを結果としては物語る場合が多いんじゃないですか。○政府委員(竹内壽平君) 一般の犯罪をまあ平均をして申しますか、司法統計年報によつて調べてみますと、いわゆる無罪率というのは、昭和三十年の〇・七％というのがかなり高いのをごさいます。それから逐次減つてまいりまして、昭和三十四年には〇・四％となつております。現状も大体〇・四％から〇・五％の間だと記憶いたしております。これに對しまして、公安犯罪、労働事件につきまして無罪を見ますと、昭和三十四年の第一審の——通常第一審判決でございまして、総数が三百二人の中で無罪になつた者が三十九人ございまして、二・九％を占めております。これは全体から見ますと非常に高い無罪率になつておるわけでございます。○稲葉誠一君 三池の場合でも相当無罪が出たのじゃないですか。ことにあの洗たくデモの場合の主婦か何かは二十人くらい無罪が出たのじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) わかつておりますが、数字でございまして、ちよつと御猶予をいただきます。公判請求をいたしました二百二十二名につきまして十九名の無罪が出ておるようになり承知をいたしております。○稲葉誠一君 国家公安委員長がほかの御用だということですから、二点ばかりお聞きしておきますが、それはきのう話しました例の交番で暴力見のがけたということ、被害の少年に手錠をかけたという事件が伝えられたわけが

が、このことに関連をして調べてくれということを言つておきました。その結果をここで聞かせ願ひたいわけですか。これはどういふことかという、結局、警察官が暴力を見のがして、全く暴力に對して何といひますか憶病だつたというふうな伝えられておりますので、この事実関係ですね、わかつた範囲だけのことを、ひとつあたからでも、警察庁長官からでも、どつちでもいいんですが、ここでお聞かせを願ひたい。○政府委員(江口俊男君) お答えいたします。

毎日新聞に載りました日吉のいわゆる暴行事件でございまして、私のほうで早速神奈川県警本部につきまして調査をいたしました概要を御報告申し上げます。起りました事件は、まず、日時は、六月五日の午後十一時三十分ころから六月六日の午前零時十五分くらいまでの間でございまして、場所は、横浜市港北区日吉町四百六十八、東横線の日吉駅前派出所及びその付近でございまして。関係いたしました警察官は、神奈川県警の外勤乙部古橋巡査と同じく鈴木巡査の二名でございまして。事件の内容は、前記日時ごろ、東横線日吉駅前において、横浜市南区蒔田町東谷八百八十一のアンタ・タクシ運転手鈴木という運転手と、横浜市南区堀ノ内一丁の二十四セントラル・タクシ株式會社運転手の森田という運転手と、それから横浜市保土谷区西谷町九百二十八新生タクシ株式會社の山崎という運転手三人が、それぞれ営業用自動車を手止させて客待ちの状態でありました。

アンタ・タクシーの運転手である鈴木は、自分の車を置いたまま自分の車から離れてセントラル・タクシーの運転手森田運転手のそばに行つて世間話をしておいた状態のときに、学生風の、学生服と申しますのは、これは高等学校を出てそれから大学準備中の、まあいわゆる浪人をしておる間の少年Aと、それからその友人である学生のBとの二人が、この空車である運転手のいないアンタ・タクシーの車に乗り込みまして、運転手を呼んだわけでありました。

呼ばれた運転手が自分の車に近づきますと、田園調布まで行けということをしてAという少年に言われましたが、鈴木運転手は、構内タクシーで行つてくれというふうに答えております。そのときに、御参考まででございますが、構内タクシーは日吉駅前には三社あるようでありますが、三社のうち一台が待機しておいたものであります。そこで、その少年A、Bは、アンタ・タクシーから、一たん乗り込んでおりましたけれども下車をしてきて、乗車拒否だというふうに騒ぎましたので、鈴木運転手——これもまた参考というよりも重要な問題であります、この二人は相当酒を飲んで泥酔しておる状態でございますが、そういうわけでもございましょう、一たんおりましたから乗車拒否だというふうに騒いだのでございしますが、そういうことで、鈴木運転手は、駅前におりました構内タクシーの配車係の長瀬という人に、東京へ行く客があるからお願ひしますというふうに依頼をしております。あとで調べますという、自分は東京方面じやなしに横浜方面に行く客

なら乗つけていこうというつもりでいったようでありまして、田園調布は日吉から東京方面に当たるものですから、東京方面に行く客があるから配車してほしいということをおつせんをいたしておりましたが、配車係は、はい、引き受けましょう、こういうふうにご答えております。

しかし、一たん断られた少年Aは、乗車拒否だというふうになお騒いで、鈴木にながりがかる——鈴木というのアンタ・タクシーの運転手でございますが、その鈴木運転手にながりがかる氣勢を示したので、これを見ておりましたセントラルの森田運転手が鈴木を助けようとして近づきますと、さらに少年Aは乗車拒否だと騒ぎ立てました。その際、その少年に左ほをなぐられております。セントラル・タクシーの運転手だと思はれますが、その仲裁というか、アンタ・タクシーの運転手をかばいに行つて、先ほど雑談をしておいたもう一人のほうの運転手森田でございしますが、これは少年Aに右ほをなぐられたようでございます。なお、この少年は、セントラル・タクシーの森田運転手に、まあ少年の言い分だと、そのときに森田運転手に足でけ飛ばされたというふうに申し立てておりました、双方いづれが先にやつかということ、現在ももちろん捜査しておりましたが、両方とも相手のほうが先だ、なぐったほうが先だ、けつたほうが先だということを言っておりまして、いづれにしても、双方の暴行が行なわれたのであります。さらに、そのA少年は、とめに入りました鈴木、これはさっきのアン

タ・タクシーの運転手でございます。乗車拒否をしたと言われるほうの運転手でありまして、そのみぞおちのあたりをけ飛ばしまして、鈴木は胸が苦しいというので、みぞおちをけられたものですから、すぐに大仁病院へ診察に行き、六月八日に自分がそのA少年に暴行を受けたという旨を神奈川署へ届け出ております。これはあとのこととさせていただきますが、そういう状態でございます。

さらに、A少年及びB少年の両名は、セントラル・タクシーの森田運転手の腕をつかみまして、乗車拒否だ、交番に行こうということで、交番に森田運転手を連れ込みました。連れ込まれた森田運転手は、しやくにさわるということ、交番内の折りたたみのいすで少年Aになぐりかかっております。そこで、派出所におりました鈴木巡査は、森田運転手の持つておるいすを取り上げ、双方を取りしめようと両者の中に割つて入りました。少年A、BのうちのB少年と、それから森田運転手は、それでしづまりましたけれども、少年の一人、先ほどから相互暴行をやつておる少年A少年は、さらに威勢がしづまらない。威勢がよく、なおあばれ、森田運転手の胸ぐらをつかんでけんつくを食わせたようでありまして、この騒ぎを聞きまして、休憩室におりました古橋巡査が出てまいりまして、ともにこの状態を制止しようとしたのであります。そこに、今度は、港北区下田町八百七十の三和木工所の西方という者と、使用人の日吉本町の田谷という両名が派出所の中に入つてまいりまして、騒いで

おるものですから、何をやっておるのだと、こう言つたところ、少年Aは、この二人に對しまして、そのかつこうが一人は和服を着ておったのですが、まあやくざ風だったと見えまして、やくざなんかの出る幕じやない、引つ返めと、こういうふうになら少年Aが申しております。そこで、入つてきた二人のうち一人、田谷というの、おれたちはやくざじやない、ふざけるな、こういうことを言つて、そこでまた相互に、第三者であるあたらきた田谷と初めの少年Aとの間に相互にけり合いを始めたので、鈴木巡査は田谷を休憩室に連れ込み、一たん両名の間は分けたのであります。

さらに、少年Aは、警察官の古橋、鈴木に向かひまして、きさまらは雲助の味方かといふことを言ひまして、古橋巡査の腹部をけ飛ばし、五、六回なぐつたといふことであります。こういう状態では收拾がつきませんので、酒に酔つてなおあばれておるA少年を古橋巡査が制止するために、やむなく戒具として手錠を用いることとしましたが、ますますA少年はあばれますので、これを組み伏せまして、鈴木巡査をして少年Aに前手錠をかけさせようとしたけれども、相当あばれますので、なかなかかからない。ようやく両手錠をかけていすにすわらせていた状態になりました。そこで、A少年は、まあ手錠がかかれば酔つぱらつておつてもあばれることができない状態になりましたが、A少年は、乗車拒否の運転手を交番に自分たちが突き出したのに、届け人の自分のほうを縛るとは何ことだと、こう言つて口では騒ぎ続けたわけでございます。

まするし、同時に、周囲の見物人も、ちょうどそういう状態を見ておりました者の中からは、その少年Aに同情的な状態でございます。それで、十四、五人の見物人が交番に入つて参りまして、その少年Aと同じような意味の、警察が雲助の味方をするのかといふことを、前後の事情というか前からのいきさつを知らないで少年が手錠をかけられているといふときに参りました者の十四、五人が、やはり同じことを言つておるのであります。

そういうことで、その後少年Aはおとなしくなり、もうあばれないといふことを言ひますので、手錠はそこではずしました。だから、手錠をかけておつた時間は十分ないし十五分ぐらいであつたといふことであります。そうこうしているうちにパトカーが応援に参りましたので、そのパトカーに少年二人を乗せ、今度あばれた相手方である運転手は自分の車で、これは警察官がそれに乗つて署のほうに連行したわけでございます。神奈川警察署に着いた時間は六日の午前零時十五分でございます。本署で、警視の雪江というのと、野口警部補、保坂部長の三人でこの関係者を調べましたところ、少年Aとセントラルタクシー森田との間に相互の暴行事実というものがございましたので、これは書類送検することになりました。なお、あとから無関係の第三者で入つてきまして少年Aに對して暴行しました田谷という者につきましても、暴行罪で送致する予定でございます。なお、少年A及びBは、オンザロック四はいを飲んでおつて、飲酒検知管

で調べましたところ、呼吸一リットルについて酒氣一・五ないし一・二ミリグラム、これは専門的な数字でございますが、一・五ないし一・二ミグラムを含んでおりまして、いわゆる泥酔の状態であつたわけでございます。

これがただいままで私たちのところに報告を受けております事案の概要でございます。間違つて手錠をかけたというのじゃなしに、その暴行状態を制止する方法として、これはひどい酔っぱらいのあつた場合しかもちろんやりませんけれども、手錠を用いるということも皆無ではございませんので、そういう処置に出たということでございます。

○稲葉誠一君 いま法案の審議の直接のあれじゃありませんから、あなたの話をお聞きしておくことにいたしますが、少年が手錠をかけられて、ほかの二人の男が床に倒れたのをなぐつているのをおまわりさんのほうはとめなかつた、こういうふうにいっていますね、その記事では、そこはどうかで

○政府委員(江口俊男君) 神奈川県警の報告では、そういう事実はない。ただ、そういうふうに見えた形は、ねじ伏せて手錠をはめたということと、それから田谷という者となくり合いをしたという状態との時間的な関係によつて、倒れているのをなぐつていてというような形にもあるいは見えたかと思ひますが、その点は神奈川県警察としてはそのういふ事実はないということを申しております。

○稲葉誠一君 それでは、そのことはまた別な機会に、いまあなたの話です

から、真実を追及するときはするとして、国家公安委員長がいるときにもう一点だけちょっとお尋ねしておきたいんですが、たとえば昭島というところがございまして、あそここの市会議員の人が無免許の問題とか何とかで新聞に載りましたね。新聞に載つたので、新聞社に九回ほどいろいろな形でおどかしみたいな電話がかかつてきていて、「なまじきなことを書くぞ、昭島市を歩かせないぞ」ということを言つたり、奥さんが出たときに、「奥さんかい、だんなに言つておいてくれよ、あんまり無理するときはするぞ」というようなことで九回ほど六月三日の午前七時五十分から同日午後零時まで九回ほどおどしの電話がかかつてきたというのですけれどもこういうような事実は聞いておりますか、警察庁のほうで。

○政府委員(江口俊男君) 警察の第一線であるいは聞いているかとも思ひますが、われわれのほうでは聞いておりません。

○稲葉誠一君 いま言つたようなことがいわれるこの市で行なわれているわけですね。これは言論というのか、そういうような自由に対する暴力として行なわれているわけですから、これは事実関係をよく調べて、あなたのほうで指揮して適切な措置をとってもらひたい。これだけきょうここで要求しておきます。それはどうですか。

○政府委員(江口俊男君) その指揮ということは別といたしまして、十分連絡してそういう悪質なものについて手は抜かないようにしたいと思ひます。

○稲葉誠一君 そこで、この法律の今度の改正案を含めて、第一、法律そのものを読んでみてよくわからないいんですね。暴力行為処罰法というのを、改正案を含めてですね、一体幾つくらいの構成要件があるんでしょうか。この点はどうですか。今度の改正案を含めてです。

○政府委員(竹内壽平君) 非常にたくさんあるように質問を実は衆議院のときにも受けたのでございますが、いろいろ組み合わせてまいりますと、幾つかの類型がここに出てくると思うのでございまして、少し組み合わせを圖で書いて研究してみないとみんなで幾つになるかわかりませんが、研究をしてみたいと思つております。

○稲葉誠一君 組み合わせを圖で書いて研究して見ないと幾つの構成要件があるかわからぬというの、この法案についてはおかしいのです。よくは、だから、今度の改正案を含めて、一体幾つ構成要件があるのかと。ある人は二百数十あると言ふ人もあるんですね。これは長谷川副さんも言つています。長谷川さんはほくのところにわざわざ来たわけですね。それは別として、これはどういふような構成要件が圖でもい

から組み合わせがあるのか明らかにしてももらひたい。それが明らかにならないと審議が進まぬです。今度の改正案も含めてでいいんですが、幾つあるんですか。縦横に入り組んでいて、どういふ構成要件がどこに引つかかつてどうなのか、とてもわからぬです。よろしくとでは。専門家でもわからな

○政府委員(竹内壽平君) 私もういふような研究をしたことがないのでございしますが、前に申し上げました「現代法学全集」の、池田克前最高裁判事のお書きになりました「暴力行為等処罰法」の二百八十四ページ以下のところに書いてございまして、ひとつ私も研究をさせていただきまして、先生もその本をお持ちのようでございますので、私がこれを一一つ説明をいたさなければならぬものでございましてうか。

○稲葉誠一君 私は研究してくれといふのは、その池田克さんの本は、これは非常に大きくまとめてあるんですが、類型がね。そうじゃなくて、もつとこまかくしてとると、それが団体の威力を示した場合もあるし、団体もしくは多衆の威力の両方を示した場合もあるわけで、それがいろいろなところに引つかかつてくるわけです。それを具体的に圖ならぬあなたの方でやってみたらどうですか。いままでやつたことがないんですか。

○政府委員(竹内壽平君) 私はやつたことがございせんのですが、なお、池田さんの本の二百八十四ページのところを見ましても、池田さんのは確かにまとめてあるので「団体若くは多衆ノ威力ヲ示シ」として、「暴行スル罪」、「脅迫スル罪」、「器物毀棄スル罪」と、こうありますが、これを団体と多衆の威力を分解してやれば、その倍になるわけでございます。団体若くは多衆を假装シテ威力ヲ示シ」というのを、これはまとめて書いてございしますが、団体

を假装して威力を示す、あるいは多衆を假装して威力を示すというふうに分

解いたしますと、その倍になるわけでございます。「数人共同シ」、「常習シテ」と、こうだんだんと分けてまいりますが、相当な数になるうかと思ひますが、私はそういう勉強はあまり興味ありませんので、いたしたことはございせん。

○稲葉誠一君 興味がなにか興味があるとかの問題じゃないんじやないですか。この法律を、特に改正案を出しておる以上は、この法律がどういふうな構成要件があるのかということをはつきりさせなければ、この法案自体の内容が十分わからぬじやないですか。第一条ノ二というものの、第一条ノ三というものの、これらのものは全体としてきわめて複雑多岐にわたつてゐる法案なんです。よくはこれをつくつた人は非常に頭がいいなと思ふわけで、これを見ると、だれがこういふことを考へ出したのかと思ふんですが、具体的に一つ一つどういふような構成要件があるのだということを、長谷川さんは二百数十あると言ふんですが、あるのかないのか、あなたのほうで研究してそれをつくつてごらんない。

それでなければ、この法案というものが、たとえばどこにどういふふうな引つかかつてくるのかわからぬです。何でもかんでも引つかかるようにできているところにこの法案の魔術性というものがあつたわけですね。それはあなたのほうで興味があるとか興味がないの問題じゃないです。当然のことじやないですか。あたりのことですよ、研究をするのは。これはいかんですよ。だから、研究をして、ちゃんと表を出してください。それであなたの出した表がまた不備な場合もある

から、不備な場合はこちらにもよく研究をしないかならぬけれども、それは一番大事なことですよ、犯罪ですから。だって、罪刑法定主義をとっているんですから。その構成要件が幾つあるのかどうかよくわからないというんでは、私は法案というものは一体何のためにあるのかわからないですよ。それをよく研究してくださいよ。

○米田勲君 委員長、関連。

○委員長(中山福藏君) 米田君。

○米田勲君 いま局長が発言したうち、私はそういうことに興味を持っておらないので云々ということばは、委員長のもとで善処してもらいたい。いま稲葉君の質問をしたことは、この法案が通ると、これは警察庁の手によって警察職権として行使されることを当然予想しなきゃならない。その場合に、犯罪の構成要件というものが当然問題になるわけです。これが明確にならないければ、警察職権は非常に拡大した形であることになるおそれがあるから、そこで、われわれはそれを懸念して、構成要件を明確に説明を聞いた上で妥当かどうかの判断をしようとして、いまこの質問が出ています。そのことを承知しながら、経験からいっても、あなたの立場からいっても、当然この質問が何のために行なわれているかということを知りつつ、私にはそういう興味がないので云々という発言はきわめて不穏当であります。したがって、委員長としては、注意を与えと同時に、この発言については速記録の上で善処されたい。

○委員長(中山福藏君) 委員長として、一応速記録を十分拝見いたしました、相当の善処をいたしたいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) ちょっと御質問の趣旨を私ははき違えているかも知れませんが、構成要件を明確にすることは、私の席から責務だと思つて、幾らでも明らかにしなきゃならぬと思つております。しかし、いま御質問は、二百幾つという説もあるが勘定せよというお話でございましたので、これは私も勘定するということはやったことありませんし——それは明確であるかないかということについての御質問でございまして、いかほどでもお答えを、私の知っております限りお答えをさせていただきますつもりでございます。

○米田勲君 稲葉君は、学者の書いた、専門家の書いた見解をいま引例として出して言っているのであつて、それを主張しているわけではない。こういう意見もあるが、あなたの立場の見解では構成要件としてはどういふものがあるのかと質問をしているのである。だから、その場合は、私はそういうたくさんさんの構成要件があるとは考えない、構成要件としてはこれこれであるというのをあなたの判断でできる範囲で答えれば事は済むんじゃないか。それであなたの答弁というものは成り立つ。それを、私はそんなことに興味がないので云々ということばは、この委員会の審査に対して非常に不穏当な発言ですよ。あなたははじめに言っているかもしれないが、それが速記録に麗々と載っている。われわれがそれを黙っているということばは許されない、この委員会の権威の上から。だから、あなた自身が積極的にそのことばを取り消して、正当な答弁をあらためてなすべきですよ。委員長から注意があるまでもなく、そのことを反省すべきじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 興味がないと申しました点は、つつしんで取り消しをいたします。しかしながら、弁解をするのはございませぬけれども、幾つ構成要件があるかということばは、私もいまお答えしましたように、研究をさせていただきます。それで幾つになるかを私どもの立場でお答えを申し上げたいと思ひます。

○稲葉誠一君 私は、この法律で、今度改正案が出ているわけですから、これも、常々疑問に思つていまして、これはとにかくわからないんですよ、この法律は。これは羽山課長の書いたものにも書いてあるでしょう。この法律は文語体で句読点もなく書き流されているんで、非常に読みにくい、落ちついて読めばよくわかると書いてあるけれども、落ちついて読んでもよくわからないわけですよ、あつちへ入りまじり、こつちへ入りまじりしているから。研究をするというんですから、これはまたあなたのほうで研究をしていただきたい。これを明らかにしていただきたいというのを言うわけ、いままでここをどういふことを言っているわけでもないわけですよ、それはそこで済んだわけですから。これはそれで一応あれしす。

○政府委員(竹内壽平君) ほかの国でもあるかということでございますが、

○政府委員(竹内壽平君) ほかの国でもあるかということでございますが、

これも私は非常につまびらかにいたしているわけではございませぬけれども、この種の条文は刑法の中に書き込んである立法例もございまして。これは私も見ておりますが、特別法の形でこういう条文を置いてありますのは、私の知る限りではございませぬ。

○稲葉誠一君 これはあなたのところの長島参事官が書いた本ですよ。これはあなたごらんになったでしょう。日本刑法学会の「刑事法講座」です。この中で長島君がはっきり言っているのは、「わが国のように、団体若くは多衆の威力を示して暴行、脅迫又は器物毀棄の罪を犯した場合の刑を特に加重している例は見当たらないものである。」、諸外国にはないんだと言っているんですよ。日本のようなこういう特殊なやり方は、こういうことをはっきり長島君がそういう意味のことを言っているわけですよ。だから私は聞いていたわけですよ。きょう長島君は来ておりませんか。——来ていないようですね。だから、これはどういふ意味で言っているのか。前にたとえばスイスの刑法がどうだとか、アメリカの各州の成文法はどうだとか、フランス、イギリスはどうだとか引用いたしておりますけれども、そういうふうなことを言っているけれども、「わが国のように、団体若くは多衆の威力を示して暴行、脅迫又は器物毀棄の罪を犯した場合の刑を特に加重している例は見当たらないようである。」と、こう言っている。だから私は聞くわけですよ。あなたのところの参事官がこう言っているんですから、これは。だから、立法として日本独自の形と言つては言い過ぎかも知れぬけれども、そういう形でこの法案ができて

ている。しかも、この法案そのものが非常にわかりにくい。わかりにくくて、構成要件が幾つあるかちょっと聞いただけではわからぬわけですよ。だから私はその点を問題にしているのであつて、だから、長島君がどういふような意味でこういうふうなことを書いたんだか、あなたのところで聞いてくださいよ。ちゃんと本になつていわけです、「刑事法講座」に。

もう一つ、この中で長島君の考え方ではあなたの方の考え方と違ふところがあるんですよ。知つていられるでしょう。これは私見と言えれば私見ですから、深く取り上げませぬけれども、長島君の書いたものの中には、法務省の今度の説明と違ひますよ。違ふものがある一カ所あるわけですよ。それはまあ私が聞けば、個人が発表したものだから個人の意見だからと言ふから、そこまで長島君の立場もあるからぼくはあれしませぬけれども、いずれにしても、こういうような形でもうほかの国には見当たらないような立法例だと、こう言ふんです。なぜほかの国に見当たらないような立法例というものが日本で行なわれ、しかもなおかつそれを改正しようとしているのか、そこに問題があると思ふんです。

そこで、もう一つの問題は、なぜこれを暴力行為処罰法の中に入れたのか、改正を。これは普通刑法でもできるのじゃないかということですね。これは羽山氏の論文の中にも書いてありますが、前の兇器準備集合罪の場合は普通刑法でやつていたわけですね。今度の場合に普通の刑法の改正ではまずかつたというのですか、本来ならば普通の刑法の一部改正の形でやるべき

だ、こういうんですか、どちらなんです。本来ならやるべきなんだけれども、少しおくれるから、だからこういう法律の形で、特別法の改正といううな形でやったら、こういうんでしょか。本来なら刑法の改正でやるべきなんだ、だけど便宜的にこういう形でやっただと、こういうことですか、どうなんでしょうか、このところは。

○政府委員(竹内壽平君) 今回の改正につきましても、異例な、外国に立法例のあまりないような規定を特に設けたというのではございませんで、これは既存の法律の一部改正を加えるというので、今回改正しようと思ひますのは、外国にも幾つかの立法例があるものでございます。これはひとつ誤解のございせんように御了解をお願いしたいと思います。

それから、準備草案におきましても、暴力行為処罰法の相当部分、請託罪を除きましてほとんどの部分が刑法の中に規定せられるという趣旨で立案されておりますが、先ほど申しましたように、外国ではこういう特別法という形で取り上げたのではないようで、私は知りませんけれども、これに類する規定は各国によりましてないわけではございません。本来、この規定は刑法的な一般法なのでございまして、でありますから、一般法的な性格を持った法改正でありますならば刑法の規定に入れて改正するのが当を得たものであらうというふうに私も立法の衝に当りました者としては考へるわけでございまして、暴力立法を考へます場合に改正をするというこゝとになりましてあれもこれもというこゝとに手をつけずと、まさにこれは刑法

法の全面改正につながつてしまふ事項でございまして。そこで、必要にして最小限度ということで改正をいたすとするならばどうしたらいいかということ、これは立法技術的にも非常に苦心をみなでいたしたところでございまして結局、暴力団の暴力行為を主としてねらう、焦点を定めて、それに適合する法律の改正ということになりますと、暴力行為処罰法という現行法がございまして、刑法全面改正までのつなぎとして、手を入れるとすればこの法律の一部改正にいくのがその改正の趣旨を生かすのに当を得ておるのではないかと、この結論に実は相なつたわけでございます。

この法律も、すでに、いろいろ御議論は存しますけれども、四十年施行されてまいりました結果として、判例も幾つか出ておりますし、解釈も、人によつていろいろな解釈がありますけれども、いわゆる通説というものも出ておるのでございまして、これらの判例、学説等をすべて受け継ぎまして法解釈の指針とするということになりますと、全く新しい法をつくるよりも、既存の法律を利用するのが一番いい。そういうことからいたしまして、特に常習犯の規定を改正するというこゝとになりますと、現行法の一部二項にその規定が現にあるわけでございますのでそれを直していく。ただ、一条ノ二になります銃砲刀剣類の規定は、むしろこれは傷害罪の特別類型でございまして、刑法に書いてもいいわけでございますが、一部刑法に持つていき一部は暴力立法の改正というようならばばらなことでなく、できるだけ統一的にやつていくほうがいいという考へ

で、この暴力行為処罰法の一部改正ということにいたしました次第でございまして。

○稲葉誠一君 暴力団に所属する者の銃砲刀剣類による傷害ですか、これらを重くしたいんだということになれば、暴力団に所属する者のそういうふうなものとはそれとして、そうでない暴力団などに所属しない者が偶発的に行なつた場合ですね、そういうふうな場合まで重く処罰しなければならぬというのはいかがいじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) そういう場合もございまして、おのずから法定刑には限度が出てくるわけでございます。これが法定刑をつくり出す場合の最もむずかしいところでございますが、なるほど「一年以上」というふうな銃砲刀剣類傷害につきましては下限を定めましたが、これが情状酌量によつて減輕になる場合もございまして、執行猶予の現行法の規定もございまして、さらにまた検察官の便宜主義によつて起訴猶予という道もあるわけでございます。情状によりましては十分酌量する方法はあるわけでございます。そういう点を考慮いたしまして、「一年以上」といたしまして、罪そのものの性格から言いますと、決して不当ではないという確信を持つておるわけでございます。

○稲葉誠一君 情状によつて酌量する余地がある、だから偶発的なもので暴力団に所属しない者までもこれでやるんだということになれば、それならば現行法だってやれるんじゃないですか。上限が同じなんです。上限をもしも暴力団の場合ももっと上げるといふなら話は別ですけども、上限が

同じで、下限だって、下までただ一年というところで区切るかも知れませんけれども、現在の段階だって、實際問題としては、そこでいくらでも酌量減輕なりいろいろな形で量刑ができるのじゃないですか。そうじゃないですか。いまの法律と一体どこが違うんですか。いまの法律とちつとも違わないじゃないですか、改正案は。ただ下限はつけたにしても、上限が同じであるから、それよりも重くなることはないんじゃないですか。かりに下限をつけなくても、酌量減輕ができるわけでしょう。酌量減輕は考えられるわけでしょう。實際は。この場合だってそうすれば六月になるのじゃないですか。酌量減輕を認めるならば、結局ちつとも違わないじゃないですか、實際問題として。

○政府委員(竹内壽平君) ちつとも違わないことではないので、非常に違つておると私は考へておりますが、上のほうを加重類型を定めたということになりますと、下限を引き上げるといふ方法よりもむしろ通常の形としては上限を引き上げるのが普通の形でございまして、現行の傷害罪という規定は十年以下から科料まで定めておりまして、あらゆる悪質の傷害罪から、きわめて偶発的な暴行の結果加重犯のような傷害までを含めて、非常に幅の広い法定刑を定めておるのでございまして。もしこの通常の形の傷害罪、特別の類型の傷害罪というふうな二つに分けるといふことになりましたと、準備草案が示しておりますように、通常の形の傷害罪は七年以下というふうにしており、重い類型の傷害罪は十年以下というふうにも上げるといふのが私は筋

の通つた話だと思ひますが、そのような改正は刑法改正の際にまた検討していただくのが相当だといふ考へでございまして、上限については、現行法は一切の重い傷害をも含めて上限をきめておるということから、また下限のほうは科料までであるということ、銃砲刀剣類のような危険な武器に匹敵するようなものを用いて傷害をしたそのような故意犯であるような場合に、科料、罰金というようなことは、どうていこの手段方法からいたしまして、このような傷害にはふさわしくないことは、これはもう一見明瞭でございまして。上のほうはいま申し上げたような理由で含まれておると理解されますので、下限のほうでしぼつてこの重い類型の傷害であるといふことを明らかにしたわけでございます。

○稲葉誠一君 幅の広い法定刑のつくり方、これは日本の刑法の全体の特徴でしよう。これはドイツ刑法でも何でも非常にこまかく分けます。殺人の場合でもそういうのと比べて日本の刑法全体が幅の広い法定刑を用いておるのとが特色じゃないですか。そうでしょう。そこまではいいでしょう。どうですか。

○政府委員(竹内壽平君) これは日本の刑法の特徴でございまして、明治四十年制定されました当時はいわゆる新しい刑法として世界的に有名であつたと私は聞いております。しかしながら今日の刑法理論の發展はこれでは広過ぎるので、さらにある程度の段階を、構成要件の細分化ということが一つの立法の目標にも現在ではなつておるわけでございます。諸外国で御指摘のやうに非常にこまかく分類しております

構成要件の国ではこれを単純化していい、それから日本のように幅の広過ぎているものについてはある程度の細分化をはかつていく、そうして地球上のあらゆる国がある程度構成要件においても歩み寄りの姿を見せているというのが現在の刑法学界的私は趨勢であろうと見ておられるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、現在の法定刑の範囲内でまかなえるんだ。やろうと思えばやれるんですね。保釈の問題については別です。議論があるからやれるんだけれども、裁判所の刑が軽いからと重くしてもいいんだというところなんですよ、端的に言えば一つの理由は。

○政府委員(竹内壽平君) 端的に申し上げますればそういうことにもなるかと思ひますが、裁判所の刑を重くしてもらうというこの意味でございますが、裁判官がひとり負うべき責任のことまでおっしゃいませんでした、これは法を執行します者の全部の責任でございます、法を運用していきまます場合に、その罪にふさわしい刑を盛るといふのがたてまえでございますが、最近の実情は下限のほうに集中してきておる、このことがひいては暴力団の改過ということばが当たるかどうかかわかりませんが、矯正教育を施していく上におきましても、幾つかの支障を生じてきておるのでございまして、やはり相当な刑を盛つていかなければならぬ。これの指針をなすものはまさしく立法でございまして、そういう意味で、下限を引き上げて、この種の悪質な犯罪につきましてもは相当重い量刑をしていくのが相当だ、かように考えておる

わけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、いままで暴力行為の処罰法の関係で傷害の刑が軽いとか何とかいろいろ言っておられますね。それは、暴力団関係の事件で刑が軽過ぎた、そうしてそれで検事控訴したんだ、検事控訴して検事控訴が勝ったんだというのがどの程度あるんですか、全体の中で。

○政府委員(竹内壽平君) これはまあ非常にむずかしい分析になりまして、ただ統計をいろいろにこう眺めて見るだけではいまいましい御質問にお答えするような結論は出ないと思うのでございまして、暴力団だけの刑をとってみましたという資料はお手元へ差し上げてみたわけでございますが、やはり全体を見ますということになりますと、暴力団であろうと何であろうと、とにかく暴力行為処罰法で処罰されたものの全部の統計から一つの傾向を探り出すにとどまるのでございまして、これもお手元へ差し上げました統計資料で明らかにしておるつもりでございます。いま仰せのように、暴力団についてどういう刑が言い渡され、それに対してどういう理由でまた検事控訴をして、その結果がどうなったかというようなことになりますと、まあなかなかこれは資料としてつくりにくいものですから、その点につきまして、具体的な事例集によって一面見ていただき、もう一つは、暴力団の量刑状況を見ていただき、他面全体的な傾向を見ていただく、こういうたような統計を相互に比照して御推察といひますか、遠慮をしないでいただきたい、かように考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君 法務省から出た「昭和三十八年中に東京地方裁判所において判決言渡しがあった傷害事件のうち銃砲刀剣類を用いた事犯の科刑調」というのがありましたね。これを見て、一審判決で一年以上というのはいくつ、二つくらい、あとは何もないじゃないですか。ほとんどがみな一年以上じゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) この資料は、衆議院段階で御要望がございましたので調査をしたのでございまして、これも十分な資料ではございませんが、一つか二つじゃないかとおっしゃいましたが、これは六つの中に一年以下のものでございまして、ただ、ここで注意しなければなりませんのは、前歴累犯になっておるものが相当あるのでございまして、こういう点を考慮してこの刑が出ておることになります。それからもう一つは、執行猶予の数も相当の中にはあるということもこの表によってお認めいただけると思うのでございまして、注——注のところに書いてございせんが、この資料をつくります経過からして、ほかの罪と、これよりも軽い罪と併合罪になりますものはこれに加えました、これよりも重い罪との併合罪になるものははずしまして、できるだけ銃砲刀剣と、すべてに当たるかどうかはわかりませんが、それと近いものをもって傷害をした、今回の改正の第一条ノ二に該当するであろうと思われるものを拾ったのでございまして、数字は少ないのでございまして、これをつくり出すには非常な努力をしてつくった資料でございます。

○稲葉誠一君 この表の求刑はどのくらいなんですか。いまわからなければあともいいですが、求刑はどの程度ですか。そして、この中で検事控訴をしたものはどのくらいあるんですか。

○政府委員(竹内壽平君) 実は、調査の過程におきまして、求刑も、検事控訴をしたか、被告人控訴になったかということもついでに調べたのであります。具体的な事件でございまして、求刑を書きますと、情状も明らかにしないで検事の意見と裁判官の意見とが著しく食い違っているというところだけが表面に出ますので、これは一体いかがなものであるかという事は考慮をいたしまして、求刑のほうはそちらに差し上げました表には載せていないのであります。それからまた検事控訴をしたことについても載せていないのであります。調査はいたしております。

○稲葉誠一君 これだけでもわかってもらえないです、求刑とその結果として検事控訴があったのかなかったのかはわからなければ、あなたのほうでは裁判所の刑が軽いと言ふんでしょう。軽いか重いかは、やはりそれがわからなければ……いまわからなければ時間があれますから、あとで表にして出してくださいます。あなたのほうでは裁判所の刑が軽いからこういう法律をつくって重くすると言ふても、求刑もわからぬのか、不服で検事控訴をしたのかしな判断のしようがないです。いまだに……

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの点は、衆議院の段階でも申し上げたのでございまして、ただいまの趣旨、この部分が刑が軽いというのでこの一年の刑をつくらなかったのではなくて、このような兇器を用いたやる傷害という罪にふさわしい刑ということから「一年以上十年以下」という刑を、案をつくらしたのでございまして、このような事件というものは年間に七百ないし千程度でございまして、傷害事件の中では少ないのでございまして、少なくともこれは危険な罪であるということについては、そういう罪は現に七百ないし千あるということは想定されますので、こういう罪については重い法定刑をつくるというのが趣旨でございまして、こういう罪について、非常に裁判結果が軽いから重くするのだということではございせん。重くする重くすると申しておるの、暴力団の構成員の人たちの量刑されておるのが、この罪も含むかもしれないが、一般的に申し上げて軽い、それで重くしなければならぬというのを申し上げておるのでございまして、この罪というもののについて特にそういうことを私どもとしては申しておるわけではございせん。

求刑の点でございまして、先ほど申しましたような理由で名前がはつきりわかっておりますので、それに求刑、量刑を書きますと、どういふものでございましょうか、私はちょっと疑問に思っておりますのでございまして、資料に出しますことにつきましても少し内部で検討してみまして御要求に應じ得るかどうかを考えてみたいと思ひます。

○亀田得治君 委員長、関連。

○委員長(中山福藏君) 亀田君。

○亀田得治君 いやに刑事局長は求刑の点を出したがっておらぬようです。

れでも、しかし、これは公開の裁判の結果のほんの一部の説明にすぎないわけで、そんなものを出さぬという法は私はないと思う。お聞きしておいて想像するのは、おそらく検察庁も案外たいした求刑をしていないんじゃないか。あるいは、控訴等もないんじゃないか。あるいは、そういう感じを持つわけですよ。それでしたら、それは非常に重大な問題ではあるわけですね。公開の裁判の結果の一部を、しかも参議院の法務委員会でも重要な段階で資料として出してもらう、これは当然なことですよ。これはひとつ委員長から命令してください。

○委員長(中山福蔵君) 刑事局長、どうですか、いま亀田氏のいわれたことね、もつともだと思ひますが、できるだけ——できるだけじゃないで、十分御調査の上御提出を願ひたいと、こう委員長からお願ひします。

○政府委員(竹内壽平君) 委員長の御要望もございまして、できるだけ御要望に沿うように研究させていただきます。

○稲葉誠一君 いま亀田さんも言われて、委員長が言われたのは、この配られた表だけの問題でなくて、全体として、あなたのほうで、科刑が非常に軽い、軽いから重くするんだと、こう言うんでしょ。そうじゃないんですか。そういう意味じゃないんですか。じゃ何なんですか。軽くないんですか。軽くないのなら、別に重くする必要がないじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) この種の事件が軽いというように私を私は申し上げていないのでございまして。銃砲刀剣類のような重い手段を用いての傷害事件

についてはこういう法定刑が当然必要だということを言っているのではありません。暴力事犯全体としては、先ほど申しましたように、傷害は今度の改正ではこれだけでございますが、恐喝の罪を見ましても、その他暴力行為の一条一項の罪を見ましても、大体において軽いほうに集中しておるといふことは、統計で先ほど御説明したとおりでございます。全般的な問題としておいては、そういう傾向にございまして、銃砲刀剣類という罪が現在あるわけじゃないでございまして、そういうものは傷害罪の中の一つに入っておるわけでございます。そういうものが特に軽いから重くせよといふものがあるわけですね。案を出したのではありませんで、そのこととを混同して御質問が参議院でもございまして、私も弁明につとめたわけでございますが、どうかその点は御了承願ひしたいと思います。

○稲葉誠一君 御了承願ひしたいといつたので、わかれれば御了承しますけれどもね。わからな過ぎなかなかな承でできないですよ。なぜそれとやういふふうなものをつけて下線を上げたがるんですか。銃砲又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者」といふのは、傷害罪と銃砲等所持取締法の併合罪というか——併合罪でしやうな。所持だけで違反になるんですから、片っぽうは併合罪だから、刑はもつと十年以上で重くなるんじゃないですか。当然その範囲内でまかなえるのだから、特に下線を設けたという意味は一体どこにあるのかといへば、いままでもそういうものは経過するんだから重くするといふのじゃないですか。銃砲等を用いて人の身体を傷害した者は、いまの

法律ではどうなんです。傷害罪と銃砲等所持取締法違反と何になるんですか。

○政府委員(竹内壽平君) 現行法のもとでは、そういう場合には、仰せのやうに併合罪でございまして、傷害罪と。

○稲葉誠一君 上限は幾らになるんです。

○政府委員(竹内壽平君) 上限は十年……。

○稲葉誠一君 十年じゃないですよ。

○政府委員(竹内壽平君) 片方は……。

○稲葉誠一君 三年以下です。

○政府委員(竹内壽平君) 十三年になりますね。これは現行法が今度改正になりますけれども、銃砲所持取締法と両方になれば、同じような上限になるわけなんです。これは暴力団の立法として前に昭和三十三年に御審議願ひしました銃器準備集合罪、これも、件数としては六百件足らずでございまして、ほとんど八〇%近いものが暴力団によつて犯されているといふことを先ほど御説明しましたが、兇器——兇器といつても、このやうなピストル、刀を持つてやる傷害といふものは、私どもの調査したところでは、ほとんど多くのものが暴力団の構成員によつて犯されていると思はれるのでございまして。そうだとしますと、件数は千件、千人足らずでございまして、そういう罪を重くするといふことによつて暴力団の対策に資し得るのではないかと考へ方でございます。裁判官がこういう事件を特に兇器を用いたものが軽いから、それで刑を引き上げるというのではなくて、刑が一年という幅になりましたのは、こういう種類の重い類型の犯罪でありますから、短期を一年に

したのでございまして。上を上げなかつたのは、先ほど御説明したやうに、現行法は、十年という刑の中に一番極端な重い傷害をも考慮に入れて立案したのもと思はれます。しかしながら、下のほうで科料までいっているところを見ても、重いところだけじゃなく、一番軽いものまでも考へての科料の規定だと思ひますので、こういう重いものについては、上のほうは上げないけれども、下のほうだけ上げるといふことで法定刑のバランスをとつた、こういうことでございまして。

○稲葉誠一君 よくわからないんですが、説明のしかたが。実際に暴力団が銃砲刀剣類を用いて人の身体に傷害することが多いんですか。多いと。そこまではいい。多いし、それはいま言ったやうに、併合罪になれば十三年、上限は。それで下線はつと下までであるけれども、実際の適用例といふものを調べてみれば、やうした場合、一年以下といふのは、暴力団が特にやつた場合にはあまりない、普通の場合は。ことに前科があつて累犯加重になる場合が多いわけですか。もつと非常に重くなるわけですか。上限は重くなるんだから、普通の裁判の状態では当然まかなえるわけじゃないですか。裁判は普通一年とか二年とかいふ一年以上の刑で処断されておれば、特にこれをやる必要はない、こゝういふわけですか。そこはどうか。裁判で銃砲刀剣類を用いて人の身体を傷害した者は二年とか三年とかつと刑がいつておれば、特にこの条文をつくる必要はないわけじゃない。それはそうじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) それは仰せのとおりだと思ひのでございまして。た

だ、こういう立法は、二つしか言ふなれば改正をしておらないのでございましてけれども、その持つ意味は、この二つを改正することによつて一般的な暴力犯罪に対して重い刑をもつて臨むといふ立法的な一つの手が打たれたわけでございます。その照り返しと申しますか、これが一つの指導理念になりまして、暴力団の行なうその他の恐喝とかといふやうなものにつきまして量刑の指針になつていくという意味がこの中にはあるわけでございます。そういうことも期待しながら、最小限度の立法をすることによつて対策の一環としたい、こゝういふふうに考へているわけでございます。

○稲葉誠一君 これは「法制審議会刑事法部会第二十三回會議議事録」ですが、この中で、問として「結局、法定刑の下限を上げるため、すなわち裁判が経過するから、ある意味で社会の要求に従つて裁判所をしばるための改正だといふことになるのか。」こゝういふ問に対して、法務省当局は、「裁判官が独立であるから、各ケースについて適正な判断をしていると思ひが、下限の方もこのやうに考へてもらいたい」といふ立法の側からの希望が表明されるだけであつて、裁判官をそれによつてしばるといふのではない。」と答えておられます。裁判官は独立であるから縛るわけにいかない。結局裁判のほうでもつと下線のほうも一年といふことより下げないやうにしろてもらいたい、こゝういふ要求をいままでしているんだけれどもうまいかない、だからして結局法律をつくるんだといふことになるのではないですか。それならそれでいいじゃないですか、こゝういふ考へ方ならば。

○政府委員(竹内壽平君) それは仰せのとおりだと思ひのでございまして。た

だ、こゝういふ立法は、二つしか言ふなれば改正をしておらないのでございましてけれども、その持つ意味は、この二つを改正することによつて一般的な暴力犯罪に対して重い刑をもつて臨むといふ立法的な一つの手が打たれたわけでございます。その照り返しと申しますか、これが一つの指導理念になりまして、暴力団の行なうその他の恐喝とかといふやうなものにつきまして量刑の指針になつていくという意味がこの中にはあるわけでございます。そういうことも期待しながら、最小限度の立法をすることによつて対策の一環としたい、こゝういふふうに考へているわけでございます。

○稲葉誠一君 これは「法制審議会刑事法部会第二十三回會議議事録」ですが、この中で、問として「結局、法定刑の下限を上げるため、すなわち裁判が経過するから、ある意味で社会の要求に従つて裁判所をしばるための改正だといふことになるのか。」こゝういふ問に対して、法務省当局は、「裁判官が独立であるから、各ケースについて適正な判断をしていると思ひが、下限の方もこのやうに考へてもらいたい」といふ立法の側からの希望が表明されるだけであつて、裁判官をそれによつてしばるといふのではない。」と答えておられます。裁判官は独立であるから縛るわけにいかない。結局裁判のほうでもつと下線のほうも一年といふことより下げないやうにしろてもらいたい、こゝういふ要求をいままでしているんだけれどもうまいかない、だからして結局法律をつくるんだといふことになるのではないですか。それならそれでいいじゃないですか、こゝういふ考へ方ならば。

○政府委員(竹内壽平君) それは仰せのとおりだと思ひのでございまして。た

○政府委員(竹内壽平君) そういう質疑応答がございましたことは私もはっきり記憶いたしております。答えましたのは私でございますから、なおよくわかつておるわけでございますが、ただ、そのときは刑が下限のほうに集中しておいて、量刑が一般的に下限のほうに集中しておいて適正でないと思われるということ、これは一般論として申しておるわけでございまして、この一条ノ二がそういう意味だという趣旨ではないわけでございます。一般的に暴力犯罪、今回の改正にならうとしているものだけじゃなくて、一般的にそういう状態に今日ではなっており、これは暴力対策として適当でない、であるから、一部構成要件の重いものについて重い刑を盛るということになってこれが一つの量刑上の指針になっているという趣旨でこの問答は行なわれておるわけでございまして。

○稲葉誠一君 その答は、前の続きで、刑罰が改正刑法準備草案よりも重くなっているものがあるが、それには特別な理由があるか。と、こういうことの続きなんですか、どうもよくわかりませんが、まあそれはそれとして、そうすると、第一条ノ二で言う「銃砲又ハ刀剣類」ですね、これは、「法律案逐条説明書」によりますと、「銃砲」又は「刀剣類」とは、銃砲刀剣類等所持取締法第二条にいう「銃砲」又は「刀剣類」とその内容を同じくするものである。と、こう書いてあります。これよろしいですか。

○政府委員(竹内壽平君) それで私どもの立場は明らかになっていると思います。

○稲葉誠一君 しかし、法制審議会の審議のときにはあなた方はそういうふうな答えをしていないんじゃないですか。違うんじゃないですか。第二条にいう「銃砲」又は「刀剣類」とその内容を同じくするものである。と、ここで「説明書」ではっきり書いてあります。しかし、法制審議会の議事録を読んでもみますと、大部分は取締法と内容、実態を同じくするであろうが、法律制定の趣旨を異にしているの若干の出入りがあると考える。と、こう言っているんじゃないですか、法制審議会で。この言っていることと、いまあなたのわれわれに資料として出した「法律案逐条説明書」これで、銃砲または刀剣類とは取締法第二条にいうものと「内容」を同じくするものである。と、この二つは違うんじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) それは明らかに違ひます。初め私どもは法制審議会で述べましたような解釈を事務局としてしましてはとったわけでございまして、法制審議会で審議をしておりますうちに、なるほど法律は片一方は銃砲刀剣類の取締法であり、片一方は刑法的な一般法であるというところから、制定の目的を異にしておるのでありますけれども、他の行政目的のこともなく、やはり取り締まりという目的から申しますならば、同じ目的に奉仕するので、片方は兇器という点に着目してその所持を取り締まっていこう、片一方はそういうものを用いて傷害行為をするというその違いはございまして、取り締まりの目的に、同じ目的に奉仕するということである点においては同じである。だいたいいたしますと、現行法上、銃砲刀剣類というものが銃砲刀剣

類等所持取締法第二条にはっきりと定義が掲げてございまして、その定義と違つた解釈をするということは現行法の全体系から申しまして適当でないというところで、言うなればその後の審議の過程を経て私どもの統一解釈と申しますか一つの結論に到達した解釈がたまたま「逐条説明書」の中に書きましまして、現在の私どもの解釈としましてはその「逐条説明書」のように解釈をしておるわけでございまして。

○稲葉誠一君 そうすると、なぜこの「説明書」では「第二条にいう「銃砲」又は「刀剣類」とその内容を同じくするものである。とここに書いてあるのか」ということは、法制審議会のときと答弁は違つたんだ、その後変わつてきて統一解釈をしたんだ、こういう説明ですから、わかりました。そうすると具体的にどういふふうに違ひますか。法制審議会のときにあなた方が答弁していたものと、こういうふうに第二、三条に言うものと内容を同じくするのだとはつきり言っているところとどういふふうに違ひますか。

○政府委員(竹内壽平君) これはどういふふうに違ふかと申しますと、たとえば刃渡十五センチメートル以上の日本刀というのを例にとつて申しますと、十五センチが一センチでも欠ければ、この定義による日本刀には当たらないという解釈に私はなると思うのでございまして、刑法的な考え方から言つて、たとえば十四センチ半だったという場合に、それを日本刀ではないというふうに解釈することがはたして適当かどうかといったすれすれのところに問題がありそうな気がいたしましたわ

けでございまして、そういう考え方は学者の中にはいまでもそういうふうな考え方をされる方があると思います。また、私どもも当初そういう考え方を実は持ったわけでございしましたが、そういうところで違つてくる。そして、なぜこのはつきりしたものにしていくという考え方に変わつてきたかと申しますと、その審議会の記録にも明らかになつておりますが、これが必ずしも明確でないで、定義規定を置いたかどうかという議論もございまして、それで定義規定を置くかどうかということが審議の対象になつたわけでございまして、いろいろ議論をしますと、本来これは定義を置かなくても同じ現行法の体系のもとでは同じに解釈されるのだ、それを定義を置くとかえつて違つた銃砲刀剣類というものがまた現われてきて、かえつて困難になつてくるのじゃないかという議論が大勢を占めまして、結局定義は置かないというところからはらになりまして、この解釈を銃砲刀剣類等所持取締法第二条に掲げている銃砲刀剣類であるという解釈に落ちついたわけでございまして。そういういきさつがありまして、もし前のような解釈をするとうち違ふかというところは、そういう観念的なものであらうかと思ひます。

○稲葉誠一君 それじゃ、銃砲刀剣類等所持取締法が将来改正されたらどうなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) その場合には、私は、この法律の性質上、現在の時点で定まつております銃砲刀剣類のあの定義に掲げたその内容の銃砲刀剣類がそのままののだと思うのです。したがつて、たとえば取り締まり目的

をやるために、飛び出しナイフはいま五・五センチメートル以下の飛び出しナイフで一定の形態を備えていないものは除外されておりますが、あれも除外されぬという改正がかりに起こつたといひまして、この暴力行為処罰法第一条ノ二に言う銃砲刀剣類はその改正の飛び出しナイフは含まれていないというふうな、法制審議会でもそういう理解に立つて議論をいたしておるわけでございまして。

○稲葉誠一君 それは飛び出しナイフだけの問題ですか。銃砲刀剣類等所持取締法は、きのうもこまかく質問しましたが、これは将来改正される可能性が多いわけですか。ずいぶん改正されているわけですか。そのつど何か必要があると改正されているんですから。いまあなたが言われたように、これは現在のところの言う銃砲刀剣類なんだ、それに限定されるんだということ、大臣それでいいんですか。いいのならばはつきりしておいたほうがいいと思う。

○国務大臣(賀屋興宣君) いまの御質問の点は、実に私には非常にむづかしいところでありまして、同じような疑問を持ちました、説明を聞きまして。刑事局長が申し上げたことでよろしいと信じております。

○稲葉誠一君 よろしいと信ずるのはけっこうですがね。それなら、この暴力行為処罰法の中で「銃砲又は刀剣類」ということに対してちゃんとした定義を設けておきなさいということが再三学者からも言われておるわけですね。その他の人からも言われておるわけですよ。この所持取締法が改正されるということは考えられるのですから

ね、いろんな面できわめて。これは警察のほうの所管で、あなたのほうの所管じゃないんですね。法務省は相談を受けるかもわからぬけれども、銃砲等取締法は法務省の所管ではないわけだ。警察庁のほうの所管なんだし、十分な連絡もなしにどんどん改正される。しかも、委員会はこの委員会にからぬわけですよ。地方行政委員会にかかるとすれば、十分な連絡のないことも考えられるんです。それなら、第一条ノ二の「銃砲又ハ刀剣類」に対してちゃんとカッコならカッコをして、現行の、いまこれのいうところの銃砲または刀剣類だとはっきりこれははくは限定すべきだと思ふ。定義すべきだと思ふんですよ。定義されるのならまた話は別だと思ふんですよ。ただそう思うと言ったところで、実際はそれはただ解釈だけであつて、実際の適用のときにはそういうふうな適用されなかつたところどうというところはないわけでしょう。これは別に有権解釈になるわけじゃないでしょう。いまあなたが言われたように、有権解釈みたいになつて、それと違つた解釈をしないということとは確言できないのじゃないですか。できますか、これは。

○政府委員(竹内壽平君) もちろん、確言できるからおっしゃられても、たてまえ上そういうことはできないのでございまして、いま御疑念になつた点は、やはり法制審議会でも議論に出ました。それで、定義を置くかわりにカッコに入れる——まあカッコに入れる入れないは別にして、銃砲刀剣類等所持取締法二条の銃砲刀剣類ということに書くことの適否につきましても議論があつたわけでございますが、これ

は刑法的な規定が行政法の動きによつてどんどん動いていくというようなことは適當でないという議論で、これは改正意見は少数でございましたが、適當でないということで、これも議論の末そうになりました。それからまた、もつと違つた立場の定義規定の入れ方もそのとき議論になつたのでございまして、いづれも一長一短ございまして、やはりこのままの原案のままのほうがよろしい。別に手前みそで申し上げるのじゃございせんが、結局議論をした末にやはりここへ戻つてまいりました。原案のままでは解釈はこうだということに相なつたときさつがございまして、他の改正意見等もたしか審議会の記録の中に出ておつたかと思ひます。が、事務局としてしましても、その議論が出ましたときにいろいろ案を考へてみたわけでございます。

○龜田得治君 委員長、関連して。

○委員長(中山彌藏君) 龜田君。

○龜田得治君 この点はやはりもつとはつきりしておく必要があるように私も思ふ。それで、はつきりすることによつて何か支障があるのなら、これはまた別なんだ。だから、はつきりしかたは二通りあると思ふんです。一つは、そういう解釈をここで明確にしておくといいもの一つのはつきりしたかた。もう一つは、銃刀法によるというふうなカッコを入れるのも一つのやり方。しかし、これもやはり不明確。

銃刀法が動いていくという問題があるから、そこでカッコにどうせ入れるのであれば、現在の銃刀法で定義しておるそのまゝのものをここに書き込んでおらう。これならもう動く余地がないわけなんです。それはちよつと長過ぎ

てていさいいいとか悪いとか、必ずそういふていさいいいことを考へる人も相当あると思ふんですね。そんなことは必要ないと思ふんですね。ともかく問題をはつきりさせておくことが必要なんだ。あの銃刀類というものがやはり広く解釈されるおそれもあるのじゃないかというところは、何といつてもこの立法に批判的な人の立場からは出ておるわけですから、ちやんとこのカッコの中にはつきり書いていいのじゃないですか。書いたからといつて、あなたのほうはほんとうにそのつもりでおるのなら、差しつかえないわけでしょう。明確にするのですから、それはいいことなんです。これは大臣、どうです。

○國務大臣(賀屋興宣君) 先ほどから刑事局長がお答え申し上げていらっしゃる、同じ文句を書きまして、そこでまた同じような「銃砲」と言つても、別の解釈が起るのじゃないか。いろいろ専門家がそういう立場からすべて検討して、現行のまゝが結局それはベストである、こういう結論になつた。私はそれを信用して使います。

○龜田得治君 同じ文句を書いてほかの解釈が起る、そんなことはこれはあり得ぬですよ。刃渡何センチと書いてある場合に、その何センチが、銃刀法の場合と暴力行為法の場合と二通りになつておる、そんなことはあり得ないんです。それからまた、多少さういふ物理的なことばでなくとも、ほかの法律的な用語の場合であつても、それは両方とも同じような意味に解釈するということになる。これははつきりしているんです。そんなことすら保証できないというなら、こんなことでは、

法律の解釈の説明を求めておつたつて、これはもう出まかせということになつてしまふ。だから、その点は、大臣、そんなことにはならぬが、ただ問題は、銃刀法の改正、変更というところがあつたので、銃刀法が改正されたら、いまのまゝの条文、あるいはいま銃刀法によるカッコのしかたであつては、銃刀法の改正につれてこの暴力行為法が広がつていくおそれがあるのじゃないか、そこが問題なんです。大臣、意味をよく理解していただいてい

○國務大臣(賀屋興宣君) 問題は私理解はしておると思ひます。それで、考へ方は、銃砲刀剣類云々は、現在の銃砲刀剣類の取締の法律と同じ範囲のものであるということが一つのきまつた私どもの考へ方です。それを拡張しようとも縮小しようとも思つていないのだ、それが一番間違ひなく表現される方法が何であるか、こういう問題だと思ふのであります。それで、先ほど御説明申し上げましたように、同じ文句を、銃砲取締のほうの規則と同じような文句をこちらに書きましました場合には、専門的に検討すると、違つた解釈をかえつて起こす憂ひがある、そう申しますから、それはいろいろ聞きまして、私もなるほどと。それじゃさう考へるほかにない。

それから銃砲刀剣類の取締の規則が改正された場合には、それでそのまゝついて広がるのじゃないかと。これはごもつとも、私もそれで質問したところが、いまの法律解釈ではさうではない、現在の立法したときの銃砲刀剣類取締法の規則の範囲そのまゝいのが法律上の正しい解釈である。それならそれ

がよろしい、これが私の考へでありま

○龜田得治君 ちよつとおかしいですよ。大臣にそんな間違つたことをだれが教えるのか知らぬが、法文に同じものを書いて、それは二つの解釈が出てくるおそれがあるというふうには大臣は教へられておるようですが、刑事局長、一体そんなことを教へたんですか。おかしいじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 大臣の御説明をちよつとふえんさせていただきます。

大臣に私がいろいろ法制審議会のときに議論になりましたことを申し上げた中の一つに、いま龜田先生のおつたのも一つの案。それからまた他の案もございまして。たとえば、銃砲、刀剣、やり、なぎなた、あいくち、こういうふうな並べて、これ以外のものはもう全部入らないのだというふうな書くのも刑法的な書き方としては一つの考へ方でございます。そういう案も実は出たのでございまして。しかし、もしそういう書き方を——いま龜田先生はそういう御質問はなかつたのです、さういふ考へ方をした場合に、さうすると、いまの十五センチ以上という制限が取締法にありますが、それがな

いと、かえつて短いのも日本刀だといふ判断になるおそれもある、そこで、広がつてくるおそれがあるというふうな御説明をしたの、いま大臣のお答えの中にそういうことが出て……。

○龜田得治君 場合が違う。

○政府委員(竹内壽平君) はあ、場合が違ひますから、それに私のふえんをさせていただきました。

○國務大臣(賀屋興宣君) 解釈上は、私は刑事局長が申し上げたことによるわけでありませう。考え方は、われわれが企図いたしております銃砲刀剣類その他の範囲を、いま考えておるようになす。それを一番間違ひなく表現するならば何がよろしいかと、こういうことで考えておりました、それから先は、私はいまの法制審議会の討議及び省内の専門家の意見によりまして、一応私の聞きましておることは、それでよろしい、こう考えた次第でございます。

○稲葉誠一君 いま大臣のお話を聞いてみると、何か同じような文句を使うとかえつて誤解されるというんですか、何かまずいというんですか。そういう意味を言われておるのですね。そうですね。

○國務大臣(賀屋興宣君) 銃砲刀剣類取締の法律でございますが、それに書いてある同じ文句をこちらにも今度入れたほうが間違ひないじゃないか、こういうような考え方をしましたら、それはかえつて誤解を生ずることがあるという私どものスタッフの専門家の意見でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、いま大臣の言われたことだと、この条文の解釈は出ておるのでしょうか。どこへどういうふうな文句を入れた場合に何かそういう誤解されるとか何とかというところになるわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) 大臣に御質問でございますが、亀田先生にお答えした点に触れますので、私から答えさせていただきますが、それは、「銃砲又ハ刀剣類」とございませう、それを明らかにするために、銃砲、刀剣、

やり、なぞなた、あいくち、こういうふうになんと品名をあげていくわけですね、こういう書き方をすれば、その範囲が、それから旗竿などに広がっていくはずがないじゃないかという意味ではつきりするわけです。それから、そのかわり、今度は、長さとかなんとかというものは、十五センチメートル以上という制約がございませう、日本刀のこんな短い日本刀というものはないと思いますが、これは社会通念上ということになるのだから、形の上でも実質でも日本刀といわれるものが、はたして十五センチメートルを境にして〇・一センチでも短ければ日本刀と言えないのかというところになると、これは私もなかなか概念をきめるのにむずかしいので、かえつてそういう場合には一見明瞭のごとくにして解釈が広がるおそれがあるということをおしやうでございます。いまして、大臣もそういう趣旨のことをいまお述べになったのでございませう。

○稲葉誠一君 そうすれば、「銃砲又ハ刀剣類」と何もカッコで示さなくても、別表どおりだとしておけばいいじゃないですか。別表をつくつて、別表でちゃんと限定しておけばいいんじゃないですか。それをやつてなせ悪いんですか。

○政府委員(竹内壽平君) なせ悪いかと言われますと、悪い理由はないと思いますが、刑法学者が刑法的な規定をつくり出す場合と、行政目的を達成するための取締法をつくり出すときには、罰則の形や何か、まああまり形にとらわれるなという先ほど亀田先生の御意見もございませう、これはや

はりとりとらわれるのでございまして、法制審議会の御意見、これは学者が多いのでございませう、そういう方々は、刑法的な規定の中に何センチメートルなんというところを書くのはおもしろくないという御意見がこれは圧倒的に多数でございまして、そこで、大臣がおっしゃる通りに、現行の取締法の規定を動かさないうでどういうふうにしたらばこれを一番よく規定し得るかというところで、いまのような結論に、原案に戻つてきたので、この議論は、かなり議論を経た上で戻つてきたのでございませう。

○稲葉誠一君 そんなら、現在の銃砲刀剣類等所持取締法にいうところの銃砲または刀剣類という規定で、これは動かさないうでということですね。動かさないうでということをおのれの条文の中に書けないんですか、どこかにはつきり。それはまずいんですか。

○政府委員(竹内壽平君) それを書かなくてもそういうふうには読めるというものがこの解釈でございませう。

○稲葉誠一君 それじゃお聞きしますけれども、たとえば「兇器」というものがあつたとして、兇器というのとは一体何なんですか。一体、そうすると兇器というのとは……

○政府委員(竹内壽平君) この一条一項のほうは改正をいたさないのでございませう、一条一項のほうの「兇器」は、私からお説教がましく申し上げて面映ひのございませう、兇器という概念につきましては、性質上の兇器と用法上の兇器と、二通りに分かれております。性質上の兇器というのとは、もちろんピストルや刀も入るのでございませうけれども、問題はいつも用

法上の兇器がどの範囲まで兇器といふ中に入るかという点でございませう、この点につきましても、本来の用途は別のところにありましても、これを用いるときに兇器として用いる、それが兇器の役割りを果たすというふうなもの、まあ用法上の兇器に入るわけで、それもだんだん制限的な解釈が出てまいりまして、まあ一見見たところ危険な感じを起させるものでなければならぬとか、いろいろまあ解釈に制限がございませう。この「兇器」の範囲は銃砲刀剣類とは違ひまして、かなり広いものになつておると思ひます。

○稲葉誠一君 そういう場合の兇器は、いわゆる用法上の兇器ですね。これは万年筆だつて兇器になるとか、あるいはマツチだつて兇器になるとか、みなそういうことなんですか、判例は。そういうことじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 万年筆が兇器になるという判例は私は存じませんが、いまは、先ほど申しましたように、かなり制限的に解釈をする傾向にあると思ひます。一見、見た目で危険感を生ずるようなものでなければならぬというふうな制限的なもの、そういうふうなところだんだん用法上の兇器につきましても制限をして解釈をするという傾向にあると思ひます。

○稲葉誠一君 兇器がそういうふうな制限されておるとすれば、ここでは銃砲または刀剣類を用い傷害と書いてありますけれども、兇器を用い傷害とは違ひなわけですか。それは具体的にどういうふうな違ひですか。

○政府委員(竹内壽平君) 銃砲刀剣類に該当する、武器に相当する器具を用いて傷害を犯した場合には、この改正

法の第一条ノ二でございませう、その銃砲刀剣類に当たらない兇器、たとえば庖丁のようなものをもつて傷害したという場合には、現行法の二百四條のほうに帰りますして処罰されると、適用法条が違つてくると、こういうことではございませう。

○稲葉誠一君 大臣はいろいろ都合があるということですから、お聞きしたいのは、この改正案は、結局において、あれですか、暴力団の構成員によるものを中心として重く処罰しようとか、そういうものをなくしようとか、こういう目的でもつてできたことは間違ひないですか。

○國務大臣(賀屋興宣君) それだけかといひますと、暴力団に所属せざる者でもこの法律に触れますればやはり処罰されますから、そういう意味においては、暴力団の所属員に限定されたい、こう言へば、そこに多少き間がございまして、ことばどおりでございませう。しかし、たびたび政府委員よりも申し上げますように、銃砲刀剣類を持ちましたり、あるいは常習的にやります者は、多くは暴力団の所属員でございませう。そうして、暴力団の所属員がこの種の犯罪を犯すおもなる大部分のものでございませうから、したがつて、この法律を実行いたしますれば、暴力団そのものが非常に痛手を受けて、その所属員が厳重に罰せられ、ますますそういうものに対してこれの犯罪を防止する上においても役立つ、まあせんに詰めればこういうものでございまして、目的は結局性質の悪い暴力を防ぐ、それは大多数が暴力団の所属員がやるのだ、これでそれが非常に刑罰の効果をあげる、かように申し上げてよろしい

かと思ひます。

○稲葉誠一君　そうすると、「暴力団の構成員等によって多く犯されている実情にかんがみ、これを特別の犯罪類型として、通常の傷害罪より重く処罰しようとする趣旨の規定である。」これは「説明書」に書いてあることですが、そうなれば、その趣旨を法律の目的に書くということができないわけですかね。ということは、新しい法律はどんな法律でもたいてい第一条にその法律の目的を書いてあるわけですよ。新しい法律はほとんどそうでしょう。戦後の法律は。だから、この改正なら改正をするときに、この法律はこういうために特にやるのだというのを書けないんですか。書いては工合が悪いんですか。

○政府委員(竹内壽平君)　これは書かないほうが適當だというふうに申し上げるほかにないと思います。書かないほうが適當であるというふうに申し上げたいのでございます。と申しますのは、仰せのように、戦後に限らず、行政法の分野におきましては、行政目的を達成するためにその法律をつくるのでございますから、その法律の趣旨、目的を明らかにする。あるいは刑事手続等におきまして、刑事訴訟法にも第一条に目的が書いてありますが、そういう手続とか運用とかを規制する法律につきましては、その目的なり趣旨なりを明らかにして運用に過誤なきを期するというのがその法律の立法形式だと思ふのでございますが、刑法のような規定は、よく申します自然法的な規定でございます、これを規制いたしませんのは、目的にあるのではなくて、積み重ねてまいりました判例、学説と

いうような解釈にまつ部分が非常に多いのでございまして、そういう解釈できまつてくるものでございしますから、ここで特に目的を掲げるといふことは、刑法的な実体法を定めます場合には適當でないというふうに私は考えております。

○稲葉誠一君　それは手続法かもしれないよ。しれませんが、刑事訴訟法などもちゃんと目的が書いてあるわけですね。第一条に、近來ほとんどの法律がそういう目的が書いてあるんですから。

それじゃ、この法律に目的を書くとしたら、あなたの方のほうではどういうふうにするのか書くわけですか、この法律の目的を。

○政府委員(竹内壽平君)　私のほうは書く意思はございませんし、また、書くのは適當でないと考えておりますので、どういふふうに書くかということについては研究してみませんが、これは先ほど申しましたように一般法でございまして、主としてねらっておりますところは、大臣からお答えいただきましたように、また、提案の趣旨に書いてありますように、主として暴力団がこの種の犯罪を多く犯すという実態にかんがみてこの法律の改正をすることに間違ひございません。でございますが、この法律は一般法でございしますから、まず構成要件に該当する行為があれば一般の人でありましても処罰の対象になることは當然でございまして、これを目的を掲げて暴力団のみに適用することか、そういうふうな制限をすることか、一般法の法律としては適當でないということは、それによつてもおわかりいただけたと思ひますが、本来、こ

れは刑法に規定すべきことでございまして、倫理的な基礎の上に立つた私は刑罰法令だと、かように考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君　刑法に規定すべきだといつても、現実に刑法に規定してないわけですよ。大正十五年から規定してない。しかも、構成要件自身が人によつて二百幾つあると言ひ、私は構成要件を聞いてあなたのほうでもそれはわからぬというそういう法律であつて、しかも、現実にいままでの経過、これはできたときは暴力団や何かを中心にしてやるんだということを言つておりながら、その後の経過においては特にこれが労働争議であるとかそのときどきに使われていることが実際に多いわけですよ。現実には、羽山氏の論文でもちゃんと書いているんじゃないですか。羽山氏は「終戦以来各地に労働争議が起り、これに関連して前述したように暴力沙汰の事件も発生し、それに対し暴力行為等処罰法第一条第一項を適用した裁判例の少なくないことは事実、こういうふうなことも言つてゐる。これが直ちに弾圧法であるかどうか」といふことの議論は、見方によつて異なるものとするところは違つた形での法律の目的とするところは違つた形で、できたときからすぐ行なわれたわけですよ。こういう過程からいって、いまそういうふうなことがあるならば、暴力団の構成員に主として使うんだというならば、その法律の目的として主としてこれはこういうふうなものに使うんだということを書くことがどうしていけないんですか。これは書くことが必要ない、書かないほうがいいんだというふうなことを言うから、

それじゃこの法律全体をまた別な形のものに使うのじゃないかということもすぐそれが考えられてくるんじゃないですか。しかも、私が質問したように、この法律によつて非常に逮捕者が多い。しかも、その勾留、逮捕の中で起訴するものはほかの事件に比べて少ないわけですよ。これは、見方によってはたくさん逮捕したということが言えるのじゃないですか。逮捕しなくても済む者を逮捕して勾留をする、しかも勾留した者の中で無罪で出る者が、ほかの法律と比べて、特に労働争議でこの法律が適用された場合に非常に多いんです。ほかの法律と比べて数字で明らかになったのじゃないですか。こういうことから見ても、これが労働組合とかその他のところに使われるということが非常に大きいということも考えられるから、それならば、暴力団を主としてやるというのであるならば、そのことを書いたほうがはつきりするんじゃないかという議論も当然出てくると思う。だから、暴力団のやつた場合のものはこの法律でやるとか、あるいは、もうでないものは、別個の普通刑法でもやれないこともないから普通刑法でやるといふこともあるから、いろいろあるんですね、こういうふうなものなをなぜこの法案の中ではつきりさせないかというところから私は疑念が持てくるというところを言ふんです。結局だから、暴力団という集団をなぜ構成要件的に明らかにすることができないのか。暴力団というものはこういうものか、構成要件に明らかにして、これで主として適用するならば適用するんだという形のものかどうしてこの法律の中に書けないかということですよ。そ

それが問題になつてくるわけじゃないですか。

○国務大臣(賀屋興宣君)　刑事局長が先ほど御説明申し上げましたけれども一つでございしますね。いまの一条一項は改正は今度はしないのでございします。今度は一条の二、三でございします。これは、例の多衆をたのんでとかなんとかいう形容詞がちつともついておりませんから、先ほどお話になりました一条の――現在一条一項でございします、一条一項の受理件数、それから逮捕件数、起訴件数、また無罪、この率が非常にほかより何といふ状況も、幅が広過ぎる、こういうふうな状況も、今度は一条と二、三、今回の御審議を願ひますれば、たいへんに私は違ひがあるのじゃないかと思ひます。それからそれで一条一項も乱用というお説もあります。私どもは必ずしもそのお説に賛成してないのでございします。しかし、一条の二と三ですね、これがほんとうは衆議院でもお説がございまして、暴力団そのものを法律の規制対象にしたらいけないかと。これはまた詳しくは刑事局長から御説明申し上げますが、法律的にはつかまらないのでございします。暴力団とは何ぞやというものがどうしてもつかまれないものですからこういうことになるので、それでつづいて私の申しましたことを要約すれば、一条の二と三に区分されて前文を書くかという問題にもなる。それもおかしいじゃないか。それからまたものはほとんど法律的につかみにくいじゃないか。そこも難点がある。こういう次第で書かないほうがいいと、こういう結論になりました。

諸外国の例も引いていろいろやりましたが、案を何か書かないと研究したことになるぬようなふうに私聞こえたのでございすが、あいまいなものであつて、とうていとらえにくいということになりましたならば、それでも案を書くということは無意味なこととございすが、私どもとしてはギャングとかギャングスターとかいうものの解釈、それはまさに日本語で訳すならば暴力団でございすので、そのアメリカの例でございすならば、世間でそういうふう言われているいわゆるというのに当たるわけで、いわゆる暴力団、こういうことではどういふ罪刑法定主義のたてまえからいまして憲法三十一條との関係で許されぬというところになるわけでございまして、十分検討の上で採用したいという結論になったことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○稲葉誠一君 いまのお話は、私はもう聞いていてわからないところが非常にあります。これはやはり積極的に暴力団対策ということをはかり明らかにすることがどうもまずいんだというような印象を与えるんです。そこで、この問題については、これは米田さんなり亀田さんからまた日を改めて質問がありますから、きょうはこの程度にしますし、それから常習の問題は、これはもちろん常習という条件のきめ方、これは過去に何年以内に何回やつたとか、そういう形で定めるべきだというような案もあつたこともあるし、それから下限の引き上げの問題で採決のあつたことも私もありましたけれども、いずれにしても、あいまいな概念

であることははっきりしているわけですが、そして、最後にいまあなたが言われた銃砲刀剣類ということばが法制審議会の中で変わつてきたんだ、最初に言ったことを法制審議会のあとのほうで変えたというんですが、法制審議会のどこで法務省当局はその場合の銃砲刀剣類という解釈を変えたんですか、どこにありますか、それは。

○政府委員(竹内壽平君) これは、定議規定を入れるかどうかということと法制審議会の過程において幾たびも事務当局は合意したしまして、この解釈の、法制局にも入つていただきました、いろいろ議論をしたのでございすが、結局、定議規定をおかなくてもいいという大前提としまして銃砲刀剣類等所持取締法第二条の銃砲刀剣類と同じであるという読み方ができるのだということが前提になりまして、定議規定をおかなくてもいいという結論になったように記憶しておるのでございす。審議会の議事録にはそのことは出ていないということとございすが、私がその当面の責任者としてそれに参加しておりますので、そのとおり明らかでございす。

○稲葉誠一君 一応、私の質問はまだ残つておりますけれども、一応この程度で中断しまして、きょうは私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○委員長(中山福蔵君) ちょっと、法務大臣から、明日二日、広島市の全国更生保護大会に出席のため六時ごろには退席したいとの申し出がございすので、御了承を願ひたいと存じます。が、よろしくございすか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中山福蔵君) 和泉君。

○岩間正男君 議事進行、議事進行。

○委員長(中山福蔵君) 岩間君。

○岩間正男君 きょうの日程につきまして、両党の国会対策委員会の決定については、私も一応決定されたそのことは尊重したいと思ふんですが、公明会の和泉委員が質問されることも私は賛成でございす。しかし、ここで確認しておいていただきたいことは、これはしばしば理事会ではつきりしたことであります、それから申し合わせ事項にもありますが、これはわれわれ共産党の質問です。実はこの暴力法とは非常にいろいろな点で関係が深い。私は実はこれだけの質問の準備をしていふんです。しかも、われわれは、連日、自民党から始まつた数十時間の質疑に対して、終始一貫協力いたしてまいりました。したがつて、当委員会のこの審議の状態の中で、途中で時間が迫つたから、共産党が質問する、これを切るといふような、理事会の決定に違反したこのようなやり方というものを、私たちはこれは党として了承することができない。私は、むしろ順序については、これはこたわつておりません。これは社会党の米田、亀田さん、その他やられるけれども、適当なところでこれは共産党を審議に、当然これは質問をさせるのが当然だ。それから当委員会の運営から考えても、それから少数意見の尊重というたてまえからいっても、また、国会の運営そのものの中、つまり両党の国会対策委員会ではこれは大筋はきめられました。しかし、具体的な民主的運営というものは、まさにこれは委員会の理事会なり何なりでそのところはつきり

やつて下さい。そういう点から、委員長に私はお伺ひしたいのであります。が、途中で時間が来たからなどというところで、共産党の質問をそれは打ち切るなどという、多数を頼んだやり方は絶対にこれは避けてほしい。このことを確認してほしい。このことを私は要望いたします。御返答を求めます。

○委員長(中山福蔵君) ただいま岩間君のおっしゃつたことは、よく理事会にはかりまして、理事さん方に御協議願ひたいと思ひます。【異議なし】と呼ぶ者あり。

○和泉覚君 暴力法の改正については、すでにこの前本会議でも質問いたしました。また、本委員会でもいろいろと質問されておりますが、この暴力について特に審議しておる最近非常に新聞紙上をにぎわしておるのは暴力事件なんです。この暴力事件といふものを町からなくしようといふところの考えといふものはだれしも変わらないところだと思ひます。しかしながら、このように暴力問題について一般の公衆から非常に反対の声が強いつつていふことも、これはまた事実であります。したがつて、いろいろのあの当時の新聞の論調を見ましても、いまの暴力法といふものは早くつくべきではあるけれども、この運用面において乱用され、拡大解釈されるという点について配慮がされるべきだといふような意見が非常に強いのですが、先般の本会議におきまして、大臣は、世論としてはこの法案を通過するように望んでおる、このように世論であるといふように大臣は言つておられますが、あとのほうの乱用に対するところ

の措置、配慮、こういうものに対して声強いといふこの問題を大臣は認められるか認められないのか、お答えを願ひたいと思ふのです。

○国務大臣(賀屋興宣君) 人権の尊重ということとは、政治の基礎と申しますが、最も重大なこととございす。一面、社会全体の秩序、公共の福祉のために、やむを得ざる……。

○委員長(中山福蔵君) もう少し大きな声で願ひたいとします。

○国務大臣(賀屋興宣君) 人権の尊重ということとは政治の基礎だと私どもは存じております。基礎でございまして、これはきわめて重大に考えております。一面、社会の秩序を維持しますために、公共の福祉等の見地からまた制約を受けることがあり得るといふことも申し上げるまでもないのでございす。それで、重大なことは、乱用をしないように、その法律の解釈を拡大をいたしまして人権の尊重にもとらないうように、侵害しないように気をつけたいと思ひます。その点につきましては、いろいろな事情から、警察当局も、検察当局も、判断を誤ることはこれはあり得るのでございすが、今後特に注意をいたしまして、そういうことがないよう非常に注意をいたしてまいりますが、これがまあある意味では矛盾するやうなことで、むしろかしいのでございす。その矛盾をしようとする間に処してほんとうに公正を期していくといふことはつとめだと考へる次第でございまして、今後もそういう点に十分に留意をしてまいりたいと思ひます。

○和泉覚君 そこで、この前の質問のときに、大臣は、いろいろな意見も

あったけれども、今度の改正は最小限度にとどめたというようにことをおっしゃってくださったわけですが、これは総理も法務大臣も言っておられるわけですが、いまは人権に大きな誤解を招く問題というのはいささか入るべきであって、こういう問題をどうして最小限度の中に入れないのか、この点をひとつ明らかにしてもらいたいと思う。

○国務大臣(賀屋興宣君) これは、先ほど暴力団に適用する趣旨だというようにな点につきましてお話がございましたが、立法技術その他から見まして、入れるのが適当でないし、入れたために少しもそれでそういう目的がより達せられるというわけでもない。当然なことでありまして、趣旨をいたしますところは全く同じと考えている、こういう考え方をいたしております。

○和泉覚君 同じ考えであつたならば、わずかの一条を入れるだけか、もしくは私がこの前主張したように、一条の一項のほうを削除するかという意見を申し上げたわけですが、いままやういふいろいろの反対のあるという事実というのを見るならば、最小限度中に当然入れるべきである。同じ意見ならば、どうしてこれを入れないのか。

○国務大臣(賀屋興宣君) その技術上の点は、政府委員よりなお答え申し上げますが、稲葉委員よりも恐喝の問題がお話がございました。これはなぜ入れなかったかという点は、やはり私どもはなるべくどちらかというときには最小限度に広げないという考え方がございまして、私はしろうとですか

ら、この法案の説明をいたしますときに、一番に恐喝を入れないかと実は申し上げた次第です。それは、いままで政府委員から説明がありましたように、入れるということについて幾多の疑問があります。疑問があるものを広げるのはよくないという考えから、永久に恐喝の問題を投げたのではなく、十分に考究してからそれからしよう、こういうような結論になりました。わけでございます。さようなことも、これはすべて最小限度に限っていく、こういう気持ちであらわした一端でございますから、御質問がございませんでしたが、申し上げたような次第で、まことにその気持ちは御同感でございます。

○和泉覚君 ちょっと、時間がないというので非常に残念ですが、ほそとうならばほかに言いたいことがあるのですが、前後して名古屋の事件をもう少し話したいのですけれども、時間がないというので、結論的に、この前の本会議に名古屋の事件を一つ申し上げたわけですが、そのときに大臣のおっしゃるには、拡大解釈等によって調べられる、送検されるようなことは、その問題について大臣がおっしゃるには、判決と検察当局の見解と違ふようなことは十分あり得るのだといったようなことを言っておられ、答弁があつたわけですが、過去においてあつたわけでもありませんけれども、ないやうに配慮されるのがこれは当然でなければならぬと思うのです。そこで、その見解の相違——事実上のときも私は事実名古屋に行っている調べたのですが、全々暴力団なんではんと縁遠い。入院してやせ細っ

た患者とそのアパートに同居しているところのおばさんが選挙に誘つたという問題を、いまいう二人以上なるがゆえに多衆暴力になるというようなことで問題を暴力で送致しているわけですが、ああいうふうな事例を見まして、ほんとうはわれわれの町に現在横行するところの暴力というものは絶対なくしたいとわれわれも心から願つておるわけですが、いまの見解の相違でもって、判決というものがあつたばかりするからそれでよろしいではないか、こういうふうな言ひのようですが、その間において取り調べを受けたり、呼び出しを受けてみたり、ほんとうに苦しんでいるという姿が現実がある。ですから、私は強くいまの条項に対して大臣がその配慮というものを保持すべきであるという考えですが、将来、これはいままでも出さなかつたのですが、これを出すとしようという気持ちがおありにならないのかあるのか、その点をひとつ伺ひたい。

○国務大臣(賀屋興宣君) 判決と検察の起訴との間に食い違いがありまして、起訴のほうに範囲が広がる、これは事実でございます。そういうことを申し上げたかと思ひます。大体は、私も見まして、まず警察当局が容疑をする、それから検察において調べましてもおその容疑の範囲がよほどせばまってくる、これが事実だ。警察が第一次とすれば、検察が第二次でございます。検事のところで非常にふるわれると思うのです。そして、裁判でまたそこがよいやうに確実にされる、こういう段階であるということをお示しのごとく、それだから起訴

のほうに常に裁判よりも広いのだ、それでいいのだ——決してそういう考えではないのでございまして、理想としては警察も検察も裁判も全く同じにしたいところでございます。そういうふうにはできないだけ自戒をいたしまして持つてまいりたいと思ひます。

名古屋の事件は、検察の見解と裁判と違ひました。第一審ではたしか無罪になった。こういう点につきましてはお検察の意見で控訴をいたしておるかと思ひますが、また判決もございまして、その判決によりまして十分また反省をして、適用に行き過ぎがないやうに十分に戒心をいたすつもりでございます。

○和泉覚君 この暴力法も、制定の當時、やはり質問に対して総理のほうからそのとおりのいわゆる安心できるやうな返事があつたし、また、今度の審議でも、総理からも、なおかつ法務大臣からも、安心できるやうな御返事があつたわけですが、一向に総理も大臣も言っておられるから安心なんだと言っておられないのが現状であつて、運用面に十分注意するということ、この間の御返事だったけれども、どのやうな安心できるやうな手を打つてくださったのか、くださるのか、こういう点をひとつ聞きたいと思ふのです。

○国務大臣(賀屋興宣君) 検察当局もその点は十分に心得てやっておりますが、しかし、常にそういう考えを強く絶えず持つてあやまちがないやうに訓示をいたしておる次第でございます。なお、近く検察陣の首魁の会合をいたしまして、その際におきましても、十分に留意いたしますよう申すつもりでございます。

でございます。

○和泉覚君 先ほど大臣はしろうとだからというお話だったのでしたが、法務大臣がしろうとだとすると、くろろとはだれになるのかというのを考えておるのですけれども、あまりしろうとの手を打たれちゃって、いいかげんに何でもひつかかるやうな手を打たれちゃ非常にも困るやうな手なんです。その点をひとつわれわれはいわゆるもう少し専門的にわたることをちよつとお尋ねしたいと思つておつたのですけれども、あまりしろうとだといふのじやどうかと思つて考えたんですが、いわゆるこの点の、いまちよつと稲葉委員のほうから先ほど質問があつたわけですが、現在、暴力法とか破防法とかあるいはまた軽犯法とか、そういうのの各条一項を設けて、その趣旨もさつき刑事局長のほうからその答弁がありましたけれども、このやうなその目的というものを明らかにした法律という条文を付加してあるところの法律は、いまの三法、もしくはほかにあります。これは大臣でなくともけつこうです。

○政府委員(竹内壽平君) 目的を掲げました法律は、非常に行政法には多いのでございまして……

○和泉覚君 目的でなしに、その条文を一条、それがために乱用してはならないという条文をつけ加えたもの、これを言うのです。

○政府委員(竹内壽平君) これはあまりございませぬのですが、ただいまお話のございました破防法とか軽犯罪法等にございまして、これがどうしてはいったかというところでございまして、もういかなる

法律でも乱用してはならないことは当然なことでありませうけれども、ことさら立法府がそういう条文を入れることによって立法的にそういう指図をしたのはどういふわけかという点につきまして、破防法は、刑罰規定もありませうが、大部分はその破壊活動団体を規制するための措置が書いてございませう。言うなれば半分以上は手続法でございませう。その規制の方法としましてこの前記になっておりますので、この運用を一つ誤りますと、非常に人権に大きな影響があるということからして、この条文を入れたものだと思います。これは私はそれなりに意義を持つた規定だと考えております。それからまた、軽犯罪法にこの規定がございませう。この軽犯罪法は実体法でございませう。これに乱用防止規定を置きますことは非常に異例なことだと思ひます。おそれくこの法律以外には私はないのじゃないかとさう思つております。で、なぜそれではいふたかといふこととでございませうが、これは終戦直後、新憲法施行と前後してこの法律はできたのでございませうが、その前身をなしたのが警察犯処罰令でございませう。警察犯処罰令がしばしば乱用をしたといふことで、この警察犯処罰令のかかりにきてまいりました軽犯罪法は、実体法でございませうけれども、さういふ苦い経験があるといふことでこの規定がそこへ押し入れられたのだと思ひます。で、この規定は、これは入れないほうが適当な規定だつたと思ひますが、さういふ警察犯処罰令という特殊な法律処罰令からこう変わつてきた軽犯罪法でありましたために、そ

ういふものが国会ではいることになつたのだと、かように今日では想像いたしておられますけれども、これはさういふ異例な措置だつたと思ひますのでございませう。

○和泉覚君 ほかにも売春法にもはいつておられますけれども、まあいまのやうに異例ではないかはいるわけですから、これもひとつ入れたほうがあつた程度みんな安心できるし、みんなが納得して賛成できるものにするといふことの配慮といふものは私は大事だと思ひます。私たちは、まだ次にあります一条の問題にもからむことなんです。そのやうな全然入れていかんといふことではないと思ひますからして、当然軽犯罪法にもあるのだから、みんな心配しつておる面を緩和させる意味においても、さういふものをむしろ異例でもはいるのだから、異例として人権に関する問題なんだから入れるべきであるといふ主張するのですが、この点はひとつもう一回大臣のほうからもお答えを願ひたい。

○國務大臣(賀屋興宣君) ただいまの問題は、立法のていさいと申しますか、技術と申しますか、ていさえばかりでなく、効力面の問題がございませう。私が申し上げますより、刑事局長が御説明を申し上げるほうがよりよいと思ひますから、どうぞ政府委員にお答えを御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) お答えを申し上げます前に、売春防止法もおあげになりましたが、仰せのとおり、さういふ規定はいつてございませうが、これはやはり大部分が売春防止に関する措置規定があるのでございまして、罰則部分もございませうが、これは売春防

止法全体としましてはその一部をなすものでございまして、さういふ関係から、やはりこの法を運用する者の扱い方いかんによりましては自由裁量の余地もあつて、扱い方いかんによりましては非常に人権に支障を生ずるおそれがあると思ひますものにつきては、さういふ規定を入れておるのが通常でございませうが、さういふ意味からいいますと、一般法である実体法につきては、軽犯罪法はその特異の事例の全く一つであるといふふうに申し上げておるわけにございませう。

ところで、いいものならば入れてもいいではないかといふ御意見でございませう。いいものとはいふ意味において御意見もひとつもございませうけれども、やはり立法技術と申しますか、立法形式と申しますか、さういふものはやはり世界共通の原理の上に立つておるのでございまして、現に日本の法律も外国にも紹介されて、外国の学者も批判をしておるわけにございませうし、外国の法律も、しばしばこの議場で私が紹介いたしますように、私どもも見つておるわけにございまして、さういふ長い間の法律史の中でのやはり一環としてあるわけにございませうから、さういふものは乱用すると思ひましても、特に実体法につきては、解釈、裁判例といふやうなもので補充しなければ、実体法といふものは実際問題として動かぬわけにございまして、さういふ積み上げの上に成文法といふものがあるものでございませうので、さういふ趣旨はよくわかりませうけれども、それは法を運用します者の戒心する手段を他に講ずることにはいたし

まして、法律そのものにはさういふものをお書きにならないほうが適正である、妥当である、かように私どもは考へておる次第でございませう。これを書かぬからといって乱用するといふやうなことでは毛頭ございませうで、法律の制度上、さういふふうには考へておる次第であります。

○和泉覚君 もちろん話のわかつた人たちが取り締まりに当たる場合には、乱用しなかつたら結局問題はないこととして、乱用はなかつたらと申すおそれですけれども、現実においてはその事例があるがゆゑにみんなさうやって全部が反対しているわけなんです。それから、特に人権の問題で重大問題なんだから、いままではさういふ議論があるかもしれないけれども、法といふものは実情に即して民衆といふものを安心させてやるために当然入れるべきではないか、これが私の主張なんです。

○政府委員(竹内壽平君) ごもつともな御意見でございませうが、先ほども申したやうな理由で、私どもとしては賛成をいたしかねておるわけにございませうが、これは条文にさういふことを書いておるわけにございませうと、私はむしろさういふ見方をしませんで、たとえば労働運動の乱用の問題も同じでございませうけれども、労働運動に対する法を執行する者の正しい理解と認識、これが大事なんです。それから創価学会の事件につきては、宗教団体、宗教活動といふものに対する深い理解と認識が法を執行する者にとって大事なことで、これが欠けますと、法文にどのようなことが書いてございませうても、結果においては乱用のようなことになつておるのじゃないかといふふうには考へてお

りまして、法を執行します者はほんとうにさういふ意味でよく社会の実情に徹して正しい理解、正しい認識を持つて事に当たらないければならぬといふふうには考へておるものでございまして、さういふ点をむしろ啓蒙したほうが乱用を防ぐのには私は役に立つのじゃないかといふふうには考へておる次第でございませう。

○和泉覚君 もちろん乱用がされなかつたら問題はないわけにございませう。さうな大臣あるいは局長のほうからの通達どおり行なわれているといふことであればわれわれは何も問題はないわけなんですけれども、何だかいろいろの理由をつけながらさういふところから改正がされないといふことは、先ほどから話があるやうに、過去の事例からして乱用のような事態があるがゆゑに何かさういふ条文をつけることを好んでいないといふとれるわけなんですけれども……

○國務大臣(賀屋興宣君) いまのお話のやうな、条文をつけないほうがいいといふことにつきては、御質問の中のお気持ちはよくわかりますが、私ども、政府と申しますか、考え方につきては、刑事局長の申し上げたやうな次第でございまして、一応お聞き取りを願つておきたいと思ひます。なお、場合によりましては、職務に熱心なあまり、しかも狼狽山を見つてさういふやうなことが往々起るののでございまして、絶対にないといふことを目標にいたしまして十分に努力をいたすつもりでございませう。

○和泉覚君 第一条の問題ですが、先ほどあつたやうに「団体若ハ多衆ノ威力ヲ」云々と、もしくはそれを「仮装

シテ」とあります。その最後のほうに「数人共同シテ」とあるわけですから、この犯罪の構成要件からいって、あの四条——暴行、脅迫とかあるいは器物損壊とか傷害というものを犯した場合に、別に団体でなくても、多衆でなくても、二人でやった場合にはこの罪は構成するのじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 私に誤解をいたしておりましたら何回でも訂正してお答え申し上げますが、第一条も、現行法のもとでは共犯になります場合には刑法の総則の規定がかかるのでございまして、共犯にならない場合に共同してやった場合がこゝへ一つだけ入ってくるのと、あとはそういう多数を背景としてやるこういう手段方法が特にこの第一条の第一項であげられておるのでございまして、それ以下の規定はすべて個人的な犯罪として取り上げておる規定でございまして。

○委員長(中山福蔵君) 大臣、どうぞ、先ほど了承を得ておりますから……。

○和泉覚君 「多衆」というのは、あれから言うたら二人以上ということなんでしょう。二人以上が「多衆」ですね。その「多衆」というものが、いわゆる二人以上ですること自体がすでに威力になるのか、団体自体がもう威力になるのか、「多衆」だけでもって、二人以上でもって威力になるのか。

○政府委員(竹内壽平君) ちょっとそのところの解釈が私どもと違っておるのでございますが、「多衆」というときは「数人共同シテ」という「数人」とは違ひまして「数人」と「多衆」ということが書いてありますように、「多衆」になりますと、これは二人以上と

いうのではなくてそれ以上の数人を言うのでございまして。それから「数人」というときには、まあ従来の解釈として、二人以上を言うのと、こういうことになっております。それからあのほうの「数人共同シテ」というときには、二人以上の者が共同してということでございますが、その二人以上の者が即多衆であるというのではございません。

○和泉覚君 だから、この条文からいって、いづれにしても暴行、傷害というものを二人以上で行なえば、これはひっかかるわけでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) そうでございまして。端的に申しますと、そういうふうになるわけでありまして。

○和泉覚君 だから、二人以上でもってやる犯罪が全部暴力法にひっかかるというならば、前のほうの「団体若ハ多衆ノ威力、もしくはそれを「仮装シテ」云々」という文句は、全然要らないということになりはしませんか。入れなければならぬ必要はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) いまの「数人共同シテ」というところは、いまのような解釈でございまして、前段のほうは一人でもよろしいのでございまして、多衆の威力をかさに着てそうしておどしというような場合、そういうときには、数人でなくても、一人でもよろしいという意味で理解していただければいいと思います。

○和泉覚君 したがって、いまのその「団体若ハ多衆ノ威力」というところに非常に問題があるわけなんですけれども、こちら自身がそれを言わなくても、見

たところで何も乱暴しなくても、見たところでもそれが団体の人なるがゆえに向こうがこわがったというので、これが威力になるわけですか。先ほどちょっと時間がなかったもので、概略しか申し上げなかつたので、概略でも、病人だとか隣のおばさんがちょっと二、三人集まつたら、これすなわち多衆なんだ、威力で暴行したというように一応起訴されたわけですが、どうも、そういうことがあり得るかどうか。

○政府委員(竹内壽平君) 具体的事件がどういふ事実認定をしたかということにつきましては、いろいろ御議論の存するところと思いますが、条文の解釈に従ひまして、威力を示すという意味は、相手の意思を制圧するに足りる勢力を相手方に認識させる。むずかし

く言うと、相手の意思をある程度制圧させるに足るだけの勢力を示す、そしてそれを認識させるということが威力を示すという内容でございまして。でございまして、ただ背景に団体があるというだけでは、何もその相手方が自由意思を制圧されるというような関係がございませぬければ、私は何々会社

の者であるとか、あるいは何々団体の者であるとかいうことを申しまして、多衆の威力を示すというには当たらないわけではございません。

○和泉覚君 まあ当たらないという判断でもって一応一審の判決は無罪になったと思うのですけれども、本人は騒いだわけでもないし、本人が小便をして帰ってきて、ふとんを出して敷いてくれと言つて、それで自分が乗つてきたけれども、それを大家さんに注意されたものだから、もとの位置に戻した、というんで、何も暴行してい

ないので無罪になっているのですけれども、こちらのほうのやつは、多衆の威力を示して、同女が繰り返して拒絶しているにもかかわらず、同女を投票所に連れ出すとして、共同して同女の体をささえて、まくら元準備した洗い張り用の板の上に敷いて乗せた、これが暴力になつてしまつた。それでかつぎ出して暴行を加へたて書いてありますけれども、まあこれは一つの実例としてそのように解釈——私もそれで現地に行つたわけですが、選挙法で云々というなら話はわかるけれども、(選挙違反だ)と評する者あり)選挙違反ではない。そんな判決をしたわけじゃない。それなら、選挙違反にかか

るかからぬかということでは討論するならば話はわかるわけですが、それをすぐ暴行事件として取り上げるということ自体が少し私おかしいんじゃないかと

言つたところがだつて多衆でしよう、乗つたのだから暴力でしよう、だからこれにひっかかるのだといつて送検しているわけですが。そのところへ行つたときに、いわゆるその配慮の条文がないがゆえに、結局それ以上私も何も言ふことができなかったわけですが、再三言つたわけですが、少し常軌を逸しておるのじゃないか、運用面の問題があるのじゃないか、これを再三言つたのですけれども、警察にしても検察にしても、いま言つてお

り、何といつても条文にあるのだからしかたがないと、これを言われたのじゃ、ほんとうに安心してわれわれがいまいう条文というものを——いまからどうするか知りませぬけれども、い

わゆる安心して法案を通すために協力できないということなんです。その

事実は局長はお聞きになつたわけですか。聞いたとすれば、それに対するお返事、感想もつけようですから……。

○政府委員(竹内壽平君) 私は、この事件の報告をとりまわしていろいろ検討してみたわけではございません。検察庁、警察庁の言ひ分というものは、言ひ分としてわからぬわけではございませ

ん。被害者の夫からの申告によりまして事が発覚して、被害者があくまでもその保護を求めておるといふようなところが私に感じましたことは、先

ほどもちょっと触れましたように、宗教行事という要素をこの事件でどこまで捜査当局が考慮に入れて判断に到達したかという点にございまして、

私はまあある程度考慮をしなければいけなかつたのではないかと感じを

実は持つておるのでございまして、な

にさまたこの事件はただいま審理中で、また、七月の三日でございまして、第三回目の証人尋問もあるようで、い

ずそれは裁判所から公正な判断が下されるものと私は確信をいたしておりますので、その成り行きを待ちたいと、かように考えておりますけれども、ただ、感想をいたしましては、宗教行事、宗教感情、そういうものにつきましては、やはり深い理解を待つて対処していくということが必要だということを私は感じておるのでございまして。

○和泉覚君 先ほどのまた一条の問題も、数人共同の問題で、二人以上のいわゆる複数であつた場合には、この前の質疑にもありましたけれども、たとえ偶発的なような、その場で起きたこととて、暴行してあげようとかどうしようとかいふ意思はなく、その場で感

情的になつて何か事件が起きたようなものであれば、普通ならば刑法の犯罪で十分に傷害罪として行なわれるべき事件も、先ほど申し上げたような、それ自身が数が二人以上であるということがこの暴行犯というものの罪を構成する一つの条件になるわけですね。

○政府委員(竹内壽平君) 数人共同して犯すということになりますという、一人で行ふよりも数人である犯罪を——ある犯罪といひますか、脅迫、暴行、器物損壊、こういったような罪を犯す場合には、その受ける脅威というものが単独の場合よりも重いというところでこの刑が重くなつてくる、かように考えるわけでございます。

この法律の趣旨はそういうところにありと思ふのでございまして、仰せのように、偶発的にその場で二人が共同して暴行を加えるというようになつてしまつて、まさにこの条文に触れるのでございまして、通謀をいたしましてやることになりまふと、これはまた刑法の共犯の規定に触れると思ひます。

○和泉寛君 そこで、先ほど稲葉議員のほうからも意見があつたわけですが、そのように、二人以上の事件も全部、複数の犯罪であるならば全部ひつかかるといふことになれば、この点は団体でなくとも非常に危険を感じるわけなんです。したがつて、この今度の改正の趣旨にも書いてあるけれども、暴行、脅迫、器物損壊、傷害事件というものが、その場合であつてもいふゆる二人以上であるならばこれにひつかかるということになれば、現在世の中で新聞に出ておるような思まわしのような事件であるならば、当然いまの暴力処罰法でもつてやるべきだということは

うなずけるわけですがけれども、そうでない偶発的なものまでも刑が同じことになることが心配されるわけです。したがつて、先ほどのそういうような目的というのは、刑法の性質を有する本条には書き込むことは無理だといふような説明があつたわけですが、

この点はいふゆるそういうふうな全部が心配しているわけですから、大衆のための法律といふことを考えるならば、この点はいままではなかつたとしても、いまから考へて入れるべきではないかと私は思ふのですが、局長はこれをどうお考へになりますか。

○政府委員(竹内壽平君) この点に非常に関心配の御様子で、その旨の御質問でございますが、私は乱用を防ぐという規定を設けるというこの適否につきましまして、先ほどお答え申し上げたように、私は考へておるのでございまして、数人共同して犯す、このことが単独で犯す場合よりも情状が重いといふことは、これはたとへば対談の場合を考へましても、二人で話しているときと、向こう側が数人であるときと、これは対談が普通の場合だつたら何でもございせんが、もしもそれが脅迫的な言辭を弄しているという場合でございまして、一人で言われるよりは数人で言われたほうが脅威を感じることは、理の当然のことでありまして、この理の当然のことを規定しているのが第一

条の一項だと思ふのでありまして、要は、これを運用する人がその数人で犯したという犯罪をどういふふうに見るかといふものの見方に大部分がかつてくる。その見方が誤つておりましたら、今度はその調べを受けましたほうから見ると、乱用された、乱用して

るのだというような感じを受けるのでございまして、このところがこれは大事なところであつて、法規を設けるということが大事なことではないといふふうには私は考へておるのでござい

す。

○和泉寛君 だいぶ時間も経過しましたから、警察庁のほうにも聞きたいと思つておつたのですが、あとに譲ることにして、先ほど刑事局長があの事件に対して面白い見通しがあるような返事がありましたから、安心して警察庁のほうは質問をひとつ保留して、現在まで実際にいっている申し述べましたように、だれしもが暴力犯罪といふものを町から追放しよう、なくしよう、特にオリンピックを控えて特にこのううことはなくしたいといふことは理の当然で、われわれも双手をあげて賛成することですが、いままで申し述べましたように、いろいろの角度からしての声のあることも聞かなければならいませぬわけです。その点をひとつほんとうに、特にこの問題は、いかなる法律がありましても、要は運用する人にあることはこれは事実でありますからして、この点は先ほど大臣もよく運用面において注意するといふようなことを、方法をとるといふような話でありましたが、この点を重ねて強く要望して、きょうのところは終わりたいと思ひます。

○委員長(中山福蔵君) 本案の質疑は一応この程度にとどめることといたします。

この際、警察庁に申し上げますが、昨日岩間委員から要求のありました機動隊に関する資料を至急御提出願います。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午後六時二十六分散会

昭和三十九年六月十九日印刷

昭和三十九年六月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局